

平成 27 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

東京大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	22
基準6 学習成果	37
基準7 施設・設備及び学生支援	40
基準8 教育の内部質保証システム	46
基準9 財務基盤及び管理運営	49
基準10 教育情報等の公表	55
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

伊藤 邦武	龍谷大学教授
江原 由美子	首都大学東京教授
◎ 尾池 和夫	京都造形芸術大学長
大島 一芳	茨城大学名誉教授
○ 梶山 千里	福岡女子大学理事長・学長
栗田 博之	東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター長
○ 小松 正幸	愛媛大学名誉教授
○ 齋藤 康	千葉大学名誉教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高田 隆	広島大学理事・副学長
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
戸田山 和久	名古屋大学教授
永田 敬	東京大学教授
前田 早苗	千葉大学教授
前田 健康	新潟大学歯学部部長
○ 矢田 俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東京大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 1、2年次の学部学生を対象に、それぞれの学問領域の全体像や有機的なつながりを実感することを目的としたテーマ講義である、学術俯瞰講義を実施している。
- 学際的あるいは分野融合的な部局横断型プログラムを平成21年度から開設し、実施している。
- 平成26年度から、国際社会における指導的人材を育成することを目的として、学部学生を対象としたグローバルリーダー育成プログラムを開始している。
- 教養学部前期課程の1年次生を対象に、理科生（理科一、二、三類）はALESSプログラムを、文科生（文科一、二、三類）はALESAプログラムを必修科目として教育課程に組み込んでいる。
- 教養学部前期課程の国際教養コース、教養学部後期課程の国際日本研究コース、国際環境学コースから構成されるPEAKは、「グローバル・キャンパスの形成」の具現化を目指す取組である。
- 文部科学省の補助金事業に「グローバル社会を担う次世代型獣医学系大学教育機構の構築」が採択され、国際対応を意識した教育プログラムを実施している。
- 文部科学省の補助金事業に採択の「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における全国的な実習システムの充実・強化」は、支援終了後も感染症・公衆衛生分野の実習プログラムを行っている。
- 文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に、平成23年度3件、平成24年度3件、平成25年度3件がそれぞれ採択されている。
- 文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に、平成23年度2件、平成24年度1件、平成26年度2件がそれぞれ採択されている。
- 入学した直後の学部学生が、1年間の特別休学期間を取得し、社会貢献活動、国際交流活動等を通じて自らを成長させる自己教育プログラム「FLY Program」を平成25年度から開始している。
- 学生相談ネットワーク本部を設置し、悩みや相談に対応できる体制をとっている。
- 独自の奨学金制度による学生や外国人留学生への経済的支援をきめ細かく行っている。
- 地方出身者や外国人留学生等のために国際学生宿舎やインターナショナルロッジを整備し、活用している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- シラバス作成のためのガイドラインに沿ったシラバスの作成が期待される。
- 文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された「東京大学グローバルキャンパスモデルの構築」では、非英語圏における研究型総合大学のモデルとなるようなグローバルキャンパスの実現を目指している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 全学的には教員評価指針に基づいた継続的な評価を実施していない。
- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 一部の学部・研究科等では、成績評価について疑義がある場合の異議申立て制度が設けられていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

建学の理念を大学憲章に掲げ、教育研究活動における理念、目標を明らかにしている。大学憲章では、「東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する」ことを教育の目標として掲げている。

また、学部通則において、「学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする」と規定しており、各学部では、大学の理念・目標を踏まえ、教育研究上の目的を定めている。例えば、法学部では「法学と政治学を中核とした教育研究を通じて、幅広い視野をそなえ、法的思考と政治学的識見の基礎を身につけた人材を養成することを目的とする」と、教育学部では「広い視野と学識にもとづいて深く教育学を中心とする専門的知識と教養を形成し、教育を中心とする諸分野の指導的人格を養成することを目的とする」と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院では、大学院学則及び専門職学位課程規則において、課程ごとの目的を定めている。また、大学院学則において「研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則に定めるものとする」と規定しており、各研究科、学際情報学府、公共政策学教育部では、教育研究上の目的を定めている。例えば、人文社会系研究科では「人間の思想、言語、社会に対する真の理解をめざして教育と研究を実践することにより、高度な教養と思考力、表現力を身につけ、人類文化の発展に寄与する人材を養成することを目的とする」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、10学部から構成されている。

- ・ 法学部（3学類：第一類（私法コース）、第二類（公法コース）、第三類（政治コース））
- ・ 医学部（2学科：医学科、健康総合科学科）
- ・ 工学部（16学科：社会基盤学科、建築学科、都市工学科、機械工学科、機械情報工学科、航空宇宙工学科、精密工学科、電子情報工学科、電気電子工学科、物理工学科、計数工学科、マテリアル工学科、応用化学科、化学システム工学科、化学生命工学科、システム創成学科）
- ・ 文学部（4学科：思想文化学科、歴史文化学科、言語文化学科、行動文化学科）
- ・ 理学部（10学科：数学科、情報科学科、物理学科、天文学科、地球惑星物理学科、地球惑星環境学科、化学科、生物化学科、生物学科、生物情報科学科）
- ・ 農学部（3課程：応用生命科学課程、環境資源科学課程、獣医学課程）
- ・ 経済学部（3学科：経済学科、経営学科、金融学科）
- ・ 教養学部（3学科：教養学科、学際科学科、統合自然科学科）
- ・ 教育学部（1学科：総合教育科学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬科学科、薬学科）

学生は、入学者全員が教養学部の2年次までの教養学部前期課程に所属し、6つの科類に分かれ教養教育の教育課程を履修し、次の年次からはその他の学部又は教養学部の学科（教養学部後期課程）に所属を変更し、いずれかの学部を卒業することとなっている。

これらのことから、学部及びその学類、学科、課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養学部が教養教育の責任を担っている。教養教育に関する特定の事項及びその他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）への所属変更に関する具体的な審議及び連絡を行うための全学的な組織として、全学の教育運営委員会の下に、教養学部長を長とし各学部から選出された教員からなる学部前期課程部会を設置している。

教養教育の教育課程の編成、授業計画等は教養学部の教務委員会が行っている。教務委員会は300人を超える教養学部の専任教員と、約1,300人の非常勤講師の授業の組合せや時間帯の調整等を行っている。教務委員会では、教育課程編成における科目の新設の審査、科目の曜限配置の調整、非常勤講師による授

業担当の審査、定期試験の実施に向けての諸調整を行うとともに学事日程等を検討、審議している。それらの検討結果はすべて、各部会主任や関連委員会の委員長等で構成される前期運営委員会に報告され、承認を受けた後、さらに重要事項については、教授会に附議されることになっている。

教養教育の授業担当は「全学協力体制」としており、平成 26 年度は、教養学部の教育を担当する総合文化研究科所属の教員以外に 1,498 人の教員が延べ 356 科目を担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、13 研究科、1 学府、1 教育部から構成されている。

- ・ 人文社会系研究科（博士前期課程 7 専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻、博士後期課程 7 専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻）
- ・ 教育学研究科（博士前期課程 2 専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻、博士後期課程 2 専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻）
- ・ 法学政治学研究科（博士前期課程 1 専攻：綜合法政専攻、博士後期課程 1 専攻：綜合法政専攻、専門職学位課程 1 専攻：法曹養成専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程 2 専攻：経済専攻、マネジメント専攻、博士後期課程 2 専攻：経済専攻、マネジメント専攻）
- ・ 総合文化研究科（博士前期課程 5 専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻、博士後期課程 5 専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻）
- ・ 理学系研究科（博士前期課程 5 専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、博士後期課程 5 専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻）
- ・ 工学系研究科（博士前期課程 16 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻、博士後期課程 17 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、先端学際工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻、専門職学位課程 1 専攻：原子力専攻）
- ・ 農学生命科学研究科（博士前期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻、博士後期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻、博士課程 1 専攻：獣医学専攻）

- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士前期課程2専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻、博士後期課程2専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻、博士課程9専攻：分子細胞生物学専攻、機能生物学専攻、病因・病理学専攻、生体物理医学専攻、脳神経医学専攻、社会医学専攻、内科学専攻、生殖・発達・加齢医学専攻、外科学専攻、専門職学位課程1専攻：公共健康医学専攻）
- ・ 薬学系研究科（博士前期課程1専攻：薬科学専攻、博士後期課程1専攻：薬科学専攻、博士課程1専攻：薬学専攻）
- ・ 数理科学研究科（博士前期課程1専攻：数理科学専攻、博士後期課程1専攻：数理科学専攻）
- ・ 新領域創成科学研究科（博士前期課程11専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカル情報生命専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻、博士後期課程11専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカル情報生命専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻）
- ・ 情報理工学系研究科（博士前期課程6専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻、博士後期課程6専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻）
- ・ 学際情報学府（博士前期課程1専攻：学際情報学専攻、博士後期課程1専攻：学際情報学専攻）
- ・ 公共政策学教育部（専門職学位課程1専攻：公共政策学専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、11 附置研究所、及び13 全学センターを設置している。

- ・ 附置研究所：医科学研究所、地震研究所、東洋文化研究所、社会科学研究所、生産技術研究所、史料編纂所、分子細胞生物学研究所、宇宙線研究所、物性研究所、大気海洋研究所、先端科学技術研究センター
- ・ 全学センター：総合研究博物館、低温センター、アイソトープ総合センター、環境安全研究センター、人工物工学研究センター、生物生産工学研究センター、アジア生物資源環境研究センター、大学総合教育研究センター、空間情報科学研究センター、情報基盤センター、素粒子物理国際研究センター、大規模集積システム設計教育研究センター、政策ビジョン研究センター

その他、附属図書館、医学部附属病院、教育学部附属中等教育学校を設置している。

各施設等は、それぞれの設置目的に即して教育研究活動を実施し、その成果は各学部・研究科等における教育活動等に反映されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている

と判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会を設置している。おおむね2か月に1回の頻度で開催し、大学教育研究評議会規則に定めた事項の審議を行っている。また、研究科長、学部長等からなる教育運営委員会（委員長：教育担当理事）を常設の委員会として設置し、原則年11回（8月を除く毎月1回）開催し、学部及び大学院における教育体制及び教育制度の改善・整備に関する実現方策の検討、連絡調整等を行っている。

各学部・研究科等では、大学基本組織規則に基づき教授会を設置している。各教授会は、おおむね月1～2回の頻度で開催され、基本組織規則及び各教授会内規で定めた「学生の入学及び卒業に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「学部の教育研究に関する基本組織、教育課程の編成及び教員の選考に関する事項」について審議し、学部長に対して意見を述べることとしている。各学部・研究科等の教育会議、教務委員会等は、学部及び大学院における教育体制や教育内容の検討を行っている。なお、学部教授会と研究科等教授会を同日開催するなどの工夫を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、研究科又は研究所等に所属して教育研究活動を行うとともに、学士課程の教育を担当している。法学政治学研究科の教員は法学部、医学系研究科の教員は医学部、工学系研究科の教員は工学部、人文社会系研究科の教員は文学部、理学系研究科の教員は理学部、農学生命科学研究科の教員は農学部、経済学研究科の教員は経済学部、総合文化研究科の教員は教養学部（前期課程、後期課程）、教育学研究科の教員は教育学部、薬学系研究科の教員は薬学部、数理科学研究科の教員は理学部及び教養学部（前期課程、後期課程）、新領域創成科学研究科の教員は工学部、理学部及び農学部、情報理工学系研究科の教員は工学部及び理学部、情報学環の教員は工学部、理学部、教養学部（後期課程）及び教育学部の教育研究を担当している。

基本組織規則において、各学部には学部長を、研究科には研究科長を置くことを定めているほか、学際情報学府には学府長、情報学環には学環長、公共政策学教育部には教育部長、公共政策学連携研究部には研究部長を置き、責任体制を明確にしている。法学部、農学部、薬学部を除く各学部の各学科には学科長、各研究科等の各専攻には専攻長を置くことを、各学部組織規則等、各研究科等の組織規則等で定めている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法学部：専任 61 人（うち教授 28 人）、非常勤 18 人
- ・ 医学部：専任 232 人（うち教授 63 人）、非常勤 399 人
- ・ 工学部：専任 491 人（うち教授 181 人）、非常勤 94 人
- ・ 文学部：専任 120 人（うち教授 69 人）、非常勤 53 人
- ・ 理学部：専任 296 人（うち教授 110 人）、非常勤 77 人
- ・ 農学部：専任 212 人（うち教授 78 人）、非常勤 92 人

東京大学

- ・ 経済学部：専任 61 人（うち教授 38 人）、非常勤 8 人
- ・ 教養学部：専任 257 人（うち教授 128 人）、非常勤 89 人
- ・ 教育学部：専任 45 人（うち教授 26 人）、非常勤 59 人
- ・ 薬学部：専任 69 人（うち教授 22 人、実務家教員 5 人）、非常勤 51 人

必修科目について、教養学部（前期課程）では約 75%を専任教員が担当している。法学部では 100%（民法基礎演習を除く。）、医学部医学科では 100%（1 科目を除く。）、医学部健康総合科学科では 100%、工学部では約 90%、文学部では約 70%、理学部では約 91%、農学部では約 93%、経済学部では約 61%（選択必修科目）、教養学部（後期課程）では約 76%、教育学部では約 74%、薬学部では約 91%、専任の教授又は准教授が授業を担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 86 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 54 人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：研究指導教員 109 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 20 人
- ・ 法学政治学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 25 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 総合文化研究科：研究指導教員 257 人（うち教授 146 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 理学系研究科：研究指導教員 160 人（うち教授 83 人）、研究指導補助教員 106 人
- ・ 工学系研究科：研究指導教員 290 人（うち教授 155 人）、研究指導補助教員 136 人
- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 131 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 薬学系研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 数理科学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 新領域創成科学研究科：研究指導教員 145 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 情報理工学系研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 学際情報学府：研究指導教員 46 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：研究指導教員 109 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 20 人
- ・ 法学政治学研究科：研究指導教員 102 人（うち教授 84 人）、研究指導補助教員 25 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 総合文化研究科：研究指導教員 257 人（うち教授 146 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 理学系研究科：研究指導教員 160 人（うち教授 83 人）、研究指導補助教員 106 人

- ・ 工学系研究科：研究指導教員 313 人（うち教授 172 人）、研究指導補助教員 152 人
- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 131 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 薬学系研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 数理科学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 新領域創成科学研究科：研究指導教員 145 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 情報理工学系研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 学際情報学府：研究指導教員 46 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士課程〕

- ・ 農学生命科学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 189 人（うち教授 72 人）、研究指導補助教員 61 人
- ・ 薬学系研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 9 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学政治学研究科：55 人（うち教授 49 人、実務家教員 12 人）
- ・ 工学系研究科：14 人（うち教授 5 人、実務家教員 7 人）
- ・ 医学系研究科：20 人（うち教授 10 人、実務家教員 5 人）
- ・ 公共政策学教育部：15 人（うち教授 13 人、実務家教員 7 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

大学憲章では、「構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める」ことを掲げている。

教員の雇用については、公募制を原則としている。

優秀な若手教員を確保するため「採用可能数運用の柔軟化」制度を運用している。ただし、教育の質を保つために教授の数を十分に確保している。

外国人教員の採用の積極的推進やその能力を最大限発揮し得る環境の整備を行っている。就業規則、学務規則等の英文化実施や外国人教員・研究者受入促進に向けた国際環境充実等に係る外国人教員・研究者との意見交換等の取組の結果、平成 27 年 5 月の時点における外国人教員・研究者は、63 か国 521 人、教員全体の 8.9%である。

性別バランスへの配慮については、男女共同参画加速のための宣言（平成 21 年 3 月 3 日）において、教員・研究員公募の際に女性の応募を歓迎する旨の明示、公正な評価に基づく女性研究者の積極的採用、公的会議を原則 17 時以降開催しないことを宣言している。「東京大学男女共同参画加速」に係る女性研究者養成計画（平成 21 年度から）及び女性研究者養成システム改革加速事業（平成 22～26 年度）の女性限定公募においては、平成 21～25 年度までに 11 人の女性研究者を採用しているほか、平成 26 年度に文部科学省の「国立大学改革強化推進補助金（特定支援型）」に採択された「優れた若手研究者の採用支援拡大」においては、平成 26 年度に 5 人の女性教員を採用している。平成 27 年 3 月までの中期的ビジョンである「東京大学の行動シナリオ FOREST2015」においても、多様な教員構成の実現により教育研究活動を活性化

するための主要な取組として、女性教員採用の積極的推進を掲げている。また、男女共同参画室を中心として、保育施設の整備や女性研究者支援相談室の設置、女性研究者や女子学生の情報交換の場であるコミュニティサイト「フルート FREUT」の開設等を行っている。平成 27 年 5 月時点における女性教員の在職者数に占める割合は 12.4%である。

教員のサバティカル研修制度が導入されており、平成 26 年度においては 44 人の教員が利用している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の任命は総長が行うこととなっている。教員の候補者選考、昇格は、各研究科等の責任において、教授会等における人事選考を実施し、各研究科等の専門分野の特性に応じた選考基準に基づき、研究実績、教育経験、年齢等を考慮して行っている。また、教育研究上の指導能力（研究実績や教育経験）を考慮しており、面接に際して教育研究上の能力を評価するために模擬講義を行うこともある。

教員の選考に関しては、各研究科等の責任において、専門分野の特性に応じた選考基準に基づき、研究業績やこれまでの教育歴等を考慮し候補者の選考を実施しており、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究上の指導能力が教員選考の際に考慮されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員や各部局、大学全体の教育研究活動の活性化及び水準の向上を目的に、「教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」を定め、「各部局は、教育、研究、組織運営、社会貢献等の活動について、学問領域及び活動領域の特性に応じて定期的な評価及び臨機（採用・昇任時など）の評価を行う」と規定している。農学生命科学研究科や新領域創成科学研究科では、教員の再任審査時には、教員評価指針に基づく評価を行っており、在籍教員が 55 歳を超える場合、次年度当初から 5 年以内の任期付き任用となり、5 年後に再任審査を実施している。ただし、「教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」を定めているが、教員評価指針に基づいた継続的な評価は、一部の部局での実施にとどまっている。このため、東京大学評価委員会委員長である総長から定期的な教員評価の実施について要請がなされ、平成 28 年 3 月末までに検討状況を確認することとなっている。

これらのことから、改善の検討がなされているものの、教員の教育及び研究活動に関する評価が全学についてなされていないと判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動展開のため教育支援者を適切に配置している。各学部・研究科等における教務、厚生補導等に関する事務は、主に教務係等が担当している。教育に携わるスタッフ配置状況は、事務職員 308 人、技術職員 509 人、図書館職員 208 人である。さらに、主に理科系の学部・研究科等には、教育支援者として技術職員を配置し、学生への実習指導等を行っている。技術職員は、教職員 14 人からなる総合技術本部（本

部長：副学長）の下で部局を越えた技術組織や技術職員相互のネットワークを構築している。

また、教育補助者としてT Aを配置し、平成 26 年度においては2,635 人のT Aが実習等の指導、監督、ゼミナールの指導等に活用されている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 全学的には教員評価指針に基づいた継続的な評価を実施していない。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学で学ぶにふさわしい資質を有するすべての者に門戸を開くことを大学憲章に掲げるとともに、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れるべく、学部における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、入学希望者向けの冊子「大学案内—東京大学で学びたい人へ—」にも、総長からのメッセージ等を含め、入学者受入方針を公表している。

学士課程においては期待する学生像を「東京大学は、このような教育理念に共鳴し、強い意欲を持って学ぼうとする志の高い皆さんを、日本のみならず世界の各地から積極的に受け入れたいと考えています。東京大学が求めているのは、本学の教育研究環境を積極的に最大限活用して、自ら主体的に学び、各分野で創造的役割を果たす人間へと成長していこうとする意志を持った学生です。何よりもまず大切なのは、上に述べたような本学の使命や教育理念への共感と、本学における学びに対する旺盛な興味や関心、そして、その学びを通じた人間的成長への強い意欲です。そうした意味で、入学試験の得点だけを意識した、視野の狭い受験勉強のみに意を注ぐ人よりも、学校の授業の内外で、自らの興味・関心を生かして幅広く学び、その過程で見出されるに違いない諸問題に関連づける広い視野、あるいは自らの問題意識を掘り下げて追究するための深い洞察力を真剣に獲得しようとする人を東京大学は歓迎します。」とし、入学試験の基本方針を「第一に、試験問題の内容は、高等学校教育段階において達成を目指すものと軌を一にしています。第二に、入学後の教養教育に十分に対応できる資質として、文系・理系にとらわれず幅広く学習し、国際的な広い視野と外国語によるコミュニケーション能力を備えていることを重視します。そのため、文科各類の受験者にも理系の基礎知識や能力を求め、理科各類の受験者にも文系の基礎知識や能力を求めるほか、いずれの科類の受験者についても、外国語の基礎的な能力を要求します。第三に、知識を詰めこむことよりも、持っている知識を関連づけて解を導く能力の高さを重視します。」と定めている。

大学院課程については、期待する学生像を定めた上で、「このような期待する学生像に沿って、各研究科の特性に応じた入学者選抜を実施します。」と定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針の「入学試験の基本方針」に沿って、学士課程の入学者選抜を学力試験（大学入試センター試験及び第2次学力試験）及び調査書により実施し、科類（文科一類～三類、理科一類～三類）ごとに学生を受け入れている。なお、入学志願者が各科類の募集人員に対する予定倍率に達した場合は、大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者に対して第2次学力試験を行っている。

また、外国学校卒業学生等を対象として特別選考や高等専門学校卒業者を対象とした編入学に関しても、

選抜法を明記している。

大学院課程においても入学者受入方針に沿って、各研究科の期待する学生を選抜するため、多様な入学者選抜方式を採用し、筆記試験と論文の提出又は口述試験の組合せにより実施している。また、社会人特別選抜、外国人特別選抜では、入学志望者の特性や多様な経験を考慮しつつ、例えば、人文社会系研究科文化資源学研究専攻の社会人特別選抜においては、外国語の筆記試験を一般選抜が2か国語であるのに対して1か国語とするなどの選抜方法等の工夫を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学試験に関する事項を総轄して処理するため、全学から選出された教員から構成される入試監理委員会（委員長：総長）を置いている。この下の入試教科委員会で一元的に試験問題の作成及び答案の採点等を行っている。

大学院課程では、すべての研究科等において入試委員会等を設け、研究科長もしくは研究科長が指名する者が責任を持って試験実施に対応している。入試問題については、研究科長等や入試委員会等の指示に基づき出題・採点者や問題点検委員を選出している。面接については、複数の教員で実施することで公平・公正性の担保を図っている。

また、教育運営委員会では、毎年度、大学院入試ミス防止策に係る資料を配布して注意喚起を行うなど、入学者選抜の公正性の確保に努めている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学部の入学者選抜については、入試監理委員会を中心に学生の受入状況、試験方法等の検証を行っている。入試監理委員会の下では、入試追跡調査室が入試結果及び入学後の成績等の分析を行い、毎年度報告書を作成している。報告書は、試験問題の作成の際に参考となるよう、試験問題の作成に当たる入試教科委員会委員にも配布している。特に、総合成績に対する試験教科・科目の比重等は、試験問題作成に当たり参考としている。このほか、学部においてはこの報告書に基づき、平成28年度入試から、後期日程試験に替えて推薦入試の導入を決定するなどの改革を実施している。

大学院課程においては、各研究科等に設置されている入試委員会等を中心に、入学者受入方針に沿った学生を受け入れるべく、研究科等ごとに開催している大学院入試説明会の質疑応答や入学後の学生からの聞き取り調査を実施するなど、試験実施方法の改善に取り組んでいる研究科等や、入学試験後、試験成績等の結果の検証を行っている研究科等もある。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に改組された薬学系研究科（博士後期課程）については、平成24～27年度の4年分、また、

東京大学

平成 27 年 4 月に改組された経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）については、平成 27 年度の 1 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 教養学部（前期課程）全体：1.02 倍

（内訳）

- ・ 文科一類：1.04 倍
- ・ 文科二類：1.00 倍
- ・ 文科三類：1.02 倍
- ・ 理科一類：1.03 倍
- ・ 理科二類：1.03 倍
- ・ 理科三類：1.00 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：1.36 倍
- ・ 文学部（3 年次編入）：0.16 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.15 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：0.62 倍
- ・ 教育学研究科：0.97 倍
- ・ 法学政治学研究科：0.95 倍
- ・ 経済学研究科：1.14 倍
- ・ 総合文化研究科：0.91 倍
- ・ 理学系研究科：0.84 倍
- ・ 工学系研究科：1.59 倍
- ・ 農学生命科学研究科：0.95 倍
- ・ 医学系研究科：0.87 倍
- ・ 薬学系研究科：0.98 倍
- ・ 数理科学研究科：0.88 倍
- ・ 新領域創成科学研究科：1.16 倍
- ・ 情報理工学系研究科：1.38 倍
- ・ 学際情報学府：0.90 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会系研究科：0.69 倍
- ・ 教育学研究科：0.92 倍
- ・ 法学政治学研究科：0.44 倍
- ・ 経済学研究科：0.74 倍
- ・ 総合文化研究科：0.82 倍
- ・ 理学系研究科：0.89 倍
- ・ 工学系研究科：1.00 倍
- ・ 農学生命科学研究科：0.79 倍
- ・ 医学系研究科：0.74 倍

- ・ 薬学系研究科：0.92 倍
- ・ 数理科学研究科：0.82 倍
- ・ 新領域創成科学研究科：0.88 倍
- ・ 情報理工学系研究科：0.85 倍
- ・ 学際情報学府：0.77 倍

〔博士課程〕

- ・ 農学生命科学研究科：1.10 倍
- ・ 医学系研究科：0.99 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学政治学研究科：0.94 倍
- ・ 工学系研究科：1.06 倍
- ・ 医学系研究科：1.01 倍
- ・ 公共政策学教育部：1.14 倍

大学院課程については、課程別に見ると、大学院全体として修士課程（博士前期課程）では入学者数が入学定員を上回る状況にあり、博士課程（博士後期課程）では入学者数が入学定員を下回る状況にある。専門職学位課程については、入学定員に対して適切な入学者数を維持している。工学系研究科（博士前期課程）、情報理工学系研究科（博士前期課程）については、入学定員超過率が高い。また、人文社会系研究科（博士前期課程、博士後期課程）、法学政治学研究科（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

全学としての学士課程に係る教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育運営委員会で以下のように定めている。

「すべての学生は、教養学部前期課程の6科類のいずれかに入学して2年間の学修を行う。前期課程においては、基礎科目、展開科目、総合科目、主題科目の区分を設け、教養教育から可能な限り多くを学び、広範で深い教養と豊かな人間性を培い、さらに後期課程の専門教育に必要な基礎的な知識と方法を学ぶことができる体系的なカリキュラムを提供する。

- ・ 前期課程においては、学生が個々の授業において十分な関連学修時間が確保できるように、履修登録できる単位数の上限を定める。
- ・ 後期課程においては、それぞれの専門分野の基盤的知識を修得することによって社会で活動する堅固な基盤を養う。加えて、大学院で行われる高度な専門教育と学術研究へとつながるカリキュラムを提供する。
- ・ 自らの専門を相対化しつつ総合的な知を身につけるために、後期課程においてもリベラル・アーツの理念に基づいた教養教育のカリキュラムを提供する。
- ・ 前期課程及び後期課程を通じて、学生の主体的な学びを促すカリキュラムを提供する。
- ・ 学修成果の評価にあたっては、予め明示した成績評価基準に基づき、厳格な評価を行い、その結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげる。」

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示している目標達成に向けて、前期課程では、学生が教養教育から可能な限り多くを学び、広範で深い教養と豊かな人間性を培い、後期課程の専門教育に必要な基礎

的な知識と方法を学ぶことができる体系的な教育課程を提供することとしている。後期課程では、専門分野の基盤的知識を修得することによって社会で活躍する堅固な基盤を養うとともに、大学院で行われる高度な専門教育と学術研究へとつながる教育課程を提供することとしている。なお、前期課程とは1、2年次に履修する課程を指し、後期課程とは3年次以降に履修する課程を指している。各学部においても、学部の学位授与方針及び全学の教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、理学部では以下の方針に基づいて、教育課程を編成・実施すると定めている。

- 「・ 各専門分野の基礎知識を体系的に身につけるとともに、狭い分野の知識に偏ることなく柔軟な発想ができる人材を育成する。
- ・ 講義のみでなく、個別教育・少人数授業・セミナー等を通じて教員と主体的に議論・討論する機会を設けることで、学生に真に創造的な学問の方法論を学ばせる。
 - ・ 理学の教育・研究では理論と実験・観測・野外調査は不可分である。後者を通じて学生が自ら自然に問いかけ、思索することの重要性を学ばせる。
 - ・ 各学科の必修科目に加えて選択必修科目と選択科目を設け、学生が主体的に専門的知識を高める環境を整える。
 - ・ 他学科や他学部の授業科目も学修できる機会を設け、学生が各分野の専門的知識に加え、さまざまな自然科学の分野に関する幅広い知識をもつ環境を整える。
 - ・ 科学英語の授業を通じて、英語によるコミュニケーション能力と国際感覚を涵養する。
 - ・ 留学生を積極的に受け入れ、グローバルサイエンスコースのカリキュラムを充実させて、国際的視野と行動力をもった人材を育成する。
 - ・ 研究倫理の講義を通じて、高い研究倫理観をもつ人材を育成する。
 - ・ 成績評価は試験や、レポートの成績・出席状況などに基づき、各授業において学修達成度を適切に反映する基準を定め成績評価を行う。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程における教育課程は、主として教養学部において学習する基礎科目、展開科目、総合科目、主題科目及びその他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）で学習する、社会で活動する堅固な基盤を養う、それぞれの専門分野の基礎的知識を修得することによって、大学院で行われる高度な専門教育と学術研究へとつながる教育課程となっている。

入学者全員に対して、初年次チュートリアル授業「初年次ゼミナール」を平成 27 年度から開講している。

また、教育課程全体の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号を付ける科目ナンバリングを平成 29 年度からすべての学部で導入することが決定されている。

法学部では法学、医学部では医学又は保健学、工学部では工学、文学部では文学、理学部では理学、農学部では農学又は獣医学、経済学部では経済学、教養学部では教養、教育学部では教育学、薬学部では薬科学又は薬学の名称を付記した学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学の特徴である2層の学部教育は、社会の要請や入学希望者の期待に応える取組として特色がある。

教養教育は、全学協力体制により実施されている。全学協力体制は、7系列にわたる総合科目の多様性を確保し、少人数クラスによる全学自由研究ゼミナール、全学体験ゼミナール等をとおして、学生の知識欲を増進する教養教育を実現している。

また、1、2年次の学生を対象とし、「知」の大きな体系や構造をより広い視点から見ることによりそれぞれの学問領域の全体像や、有機的なつながりを実感することを目的としたテーマ講義である学術俯瞰講義では、文理横断的テーマも取り上げている。平成26年度には「数学—革新の歴史と伝統の力」、「新・学問のすゝめ—東大教授たちの近代」、「情報くよむ・かくくの新しい知識学」、「サステナビリティ—未来をデザインするコンセプト」の4科目が開講され、合計301人が受講している。

各専門学部における教育においても、学際的あるいは分野融合的な部局横断型プログラムを平成21年度から開設しており、平成21年度開始の「ジェロントロジー教育プログラム」では35人に、「メディアコンテンツ教育プログラム」では9人に、平成23年度開始の「バリアフリー教育プログラム」では9人に、平成24年度開始の「死生学・応用倫理教育プログラム」では7人に、平成26年度末までに修了証が発行されている。

平成26年度からは、国際社会における指導的人材を育成することを目的として、学部学生を対象としたグローバルリーダー育成プログラムを開始している。このプログラムでは、1、2年次生には一定レベルの英語力を有する学生を対象に、日本語と英語に加えもう一つの外国語の運用能力に長けた人材を育成するトライリンガル・プログラム等の語学教育や、実践力・課題解決力の育成等を目指す授業科目の履修を通じ、学生がグローバルな視点を養うことを目的としている。3年次生以降の学生には、平成28年度から、語学力や意欲等により選抜された学生を対象に、特別教育プログラムの提供を予定している。

また、教養学部前期課程の1年次生を対象に、理科生（理科一、二、三類）には、平成20年度からALES S (Active Learning of English for Science Students) プログラムを、文科生（文科一、二、三類）には、平成25年度からALES A (Active Learning of English for Students of the Arts) プログラムを、英語による学術的な成果発表能力を身に付けるために、必修科目として教育課程に組み込んでいる。

初等・中等教育を日本語以外の言語で履修した学生を対象とするPEAK (Programs in English at Komaba) は、教養学部前期課程の国際教養コース、教養学部後期課程の国際日本研究コース、国際環境学コースから構成されており、「行動シナリオ FOREST2015」で示された重点テーマの一つ「グローバル・キャンパスの形成」の具現化を目指す取組である。

グローバル・キャンパスの形成に向けて、各種留学生プログラムを用意している。特定の学部のみで行う、学部間の交換留学も行われており、例えば、教養学部においてはAIKOM (Abroad In KOMaba) プログラムを設け、教養学部後期課程の学生を、交換留学協定校に1年間派遣している。学生が留学中に修得した授業科目及び単位数については、専門教育科目30単位を超えない範囲で、当該大学で相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができるとしている。

文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に「グローバル社会を担う次世代型獣医学系大学教育機構の構築」が平成24年度採択され（支援期間は平成28年度まで）、関東地区の4獣医系大学と、獣医学関

連の高度研究機関、行政機関が連携して、グローバル社会を担う「次世代型獣医学系大学教育機構」の構築を目的とし、国際対応を意識した教育プログラムを実施している。

文部科学省の「口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業」に「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における全国的な実習システムの充実・強化」が平成23年度採択され、支援期間終了後も感染症・公衆衛生分野の実習プログラムを実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

工学部、教養学部前期課程及び薬学部においては講義が80%程度、医学部健康総合科学科、理学部、農学部及び経済学部においては講義が70%程度、法学部、文学部及び教育学部においては講義が40~60%、医学部医学科では講義が33%、実習が67%となっている。薬学部及び医学部健康総合科学科では、実習科目が20%程度となっている。

教養教育では、大教室講義に加えて、初年次ゼミナール文科・理科、基礎実験等、比較的少人数できめ細かな指導を実施する科目が多く提供されている。

専門学部における後期課程教育では、学問分野の特性に応じて講義、演習、実験、実習等の授業形態を組み合わせている。例えば、経済学部では、講義による基本的な知識の獲得と、演習・少人数講義による教員との深いコミュニケーションを通じた学習・研究の組合せを基本としている。

高度なICT支援による教育空間「駒場アクティブラーニングスタジオ (KALS)」や滞在型の学習空間として21KOMCEE (Komaba Center For Educational Excellence) は、少人数による双方向性の授業を実現するモデルとして特筆に値する。また、学問分野の特性に応じて、フィールド型授業など様々な学習指導法の工夫が行われている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週を確保している。各授業科目の授業は平成27年度から13週にわたる期間を単位として行っている。これは、科目の特性に応じて充実した教育が行えること、短期留学や国際体験等、学生の主体的な活動を促進することを必要とすることから実施され、1回の授業時間を105分とすることによって十分な教育効果を上げることが期待されている。

これに伴い、1年間の学年暦を4学期制とし、1コマ105分授業を13回及び試験が可能となる授業日程を、年度内に5つ設定し標準授業日程とするとともに、各年度に設定された標準授業日程の5つの枠から、各学部は教育効果等を考慮した上で4つを選択して授業実施期間としている。

教養学部前期課程からその他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）へ進級するために必要な単位数を、文科生は70単位から56単位、理科生は76単位から63単位と変更している。専門学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）においても、学年進行で卒業要件単位数の変更の検討を行っている。

教養学部前期課程では平成27年度から履修可能な上限を1年60単位とするCAP制を導入している。各部局の特性に応じて、複数回のガイダンスの実施、シラバスの効果的な活用、PBL等、学生の主体的

な学習を促すための工夫が実施されている。

平成26年度に実施された学生生活実態調査において、「授業・実験の出席」、「授業・実験の課題、準備・復習」、「卒業研究・実験・卒論」、「授業とは関係のない学修」の時間を調査しており、文科系、理科系別に見た1週間の平均時間は、「授業・実験の出席」は文科系14.5時間、理科系18.3時間、「授業・実験の課題、準備・復習」は文科系6.7時間、理科系7.5時間、「卒業研究・実験・卒論」は文科系14.0時間、理科系24.5時間と理科系の方が長いのに対し、「授業とは関係のない学修」の時間は文科系6.2時間、理科系3.2時間と文科系の方が長い。平成24年度に実施された学生生活実態調査での文科系、理科系別に見た1週間の平均時間は、「授業・実験の出席」は文科系14.2時間、理科系18.0時間、「授業・実験の課題、準備・復習」は文科系6.4時間、理科系7.1時間、「卒業研究・実験・卒論」は文科系10.7時間、理科系25.3時間、「授業とは関係のない学修」は文科系6.1時間、理科系4.0時間であり、「授業・実験への出席」及び「授業・実験の課題、準備・復習」の時間については文科系、理科系ともに平成26年度にかけて増加している。

平成26年3月に実施された「大学教育の達成度調査」において、1週間の「授業・実験の課題、準備・復習」は3年次では「1から10時間」が58.7%であるが、4年次では「0から5時間」が54.0%である。4年次での「卒業研究・卒業実験・卒論」は「31時間以上」が25.7%である。平均時間は「授業の出席（卒業研究・卒業実験・卒論を除く）」は3年次で17.7時間、4年次で10.0時間であり、「授業・実験の課題、準備・復習」は3年次で8.4時間、4年次では7.2時間である。「卒業研究・卒業実験・卒論（該当者のみ）」は、3年次で5.1時間、4年次では19.2時間である。また、「授業と関連のない学修」については、3年次で7.2時間、4年次で8.0時間である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成23年度にシラバス作成のためのガイドラインを大学として定めている。

シラバス作成のためのガイドラインでは、それぞれの科目について、講義題目、授業の目的・概要、授業のキーワード、授業計画、授業の方法、成績評価方法、教科書、参考書を必須記載項目とし、履修上の注意、関連ウェブサイト、その他、電子メールアドレス、研究室電話番号を掲載できるものとしているが、必ずしもガイドラインに沿ったシラバスが作成されておらず、その内容には精粗がある。

シラバスは、学生が各授業科目の授業計画に沿って予習や事前調査等を進めるための基本となるものとして、ガイドラインに従い、統一された様式で作成され、「UTask-Web」、「UT-mate」等を通じて、ウェブサイトから閲覧が可能である。また、知の系統的な獲得の一助とするため、「東京大学授業カタログ」を構築するとともに、シラバス間の関係を構造的に見ることができる検索システム「MIMA Search」を整備している。

これらのことから、ガイドラインに沿ったシラバスの作成が望まれるものの、シラバスが作成され、利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教養教育における英語科目においては、前期日程試験の英語の成績若しくは4月上旬に実施するプレースメント・テストの成績により、習熟度別クラスを編成している。

理科類生の基礎科目である「物質化学」の中の「力学」及び「電磁気学」においては入学試験において「物理」を選択した者（及び希望者）のためのAコースと、入学試験において「物理」を選択しなかった

者のうち希望者のためのBコースが設けられている。また、理科一類生のうち、入学試験において物理を選択しなかった者のうち希望者については「熱力学」の代わりに「化学熱力学」を履修することもできるとしている。

教養教育の数学部会は、「数学学修相談室」を開き、学生からの質問の受付や補習を行っている。

教養教育の情報・図形部会は、高等学校の教科「情報」が十分身に付いていない学生に対して、全学自由研究ゼミナール「情報システム利用入門」を開講している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章を踏まえ、全学としての学士課程に係る学位授与方針を教育運営委員会で以下のように定めている。

「東京大学は、学術研究及び高等教育の使命を自覚し、その達成に向けて、東京大学によって立つべき理念と目標を東京大学憲章として定め、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで、東京大学が目指すのは、「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格」（東京大学憲章）の養成です。この東京大学憲章に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に学士の学位を授与します。

- ・ リベラル・アーツの理念に基づいた幅広い教養教育と多様な専門教育によって揺るぎない基礎学力を身につけ、人類の発展に資する先端的知への好奇心を有している。
- ・ 社会の一員として、常に公共的な責任感と巨視的な判断力を備え、指導的役割を果たす自覚を持って、社会の発展のために主体的に行動できる。
- ・ 多様化する社会において、異なる文化や価値観を理解・尊重しつつ自己を相対的に捉え、文化的・社会的背景の異なる他者との確かなコミュニケーションを図ることができる。
- ・ 現実を批判的に捉える視点を持ち、絶えず課題を発見し主体的に解決に取り組む積極的な姿勢を身につけている。」

各学部においても、大学憲章及び全学の学位授与方針を踏まえ、学位授与方針を定めている。例えば、理学部では以下のとおり学位授与方針を定めている。

「東京大学理学部では数学、情報科学、物理学、天文学、地球惑星物理学、地球惑星環境学、化学、生物化学、生物学、生物情報科学の10学科を置き、各学科では東京大学理学部憲章の定めに従って世界最高

水準の教育を実施し、次に掲げる学修目標に到達した学生に学士（理学）の学位を授与する。

- ・ 自然界の仕組みを体系的に理解するための確かな基礎学力をもつ。
- ・ 自然界の仕組みに関心を持ち、その新しい理解のために思索する能力をもつ。
- ・ 理学の素養のもと、社会の諸方面で創意ある活動を行う能力をもつ。
- ・ 高い倫理観を持ち、責任をもって人類社会の持続的・平和的發展に寄与できる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学部における成績評価は、学部通則に基づき各学部規則で定めている。

2年次から3年次に進級するための基準として各受講科目の評点が利用されている。受講科目によっては、成績評価において担当教員によって大きな差が生じる可能性があり、特定の講義を受ける学生が不利あるいは有利になるおそれがあるため、公正・公平性の確保の観点から、教養教育における評価判定基準は、教養学部規則及び前期課程の成績評価に関する申合せにより定めており、「履修の手引き」に明記され、学生に周知が図られている。

各専門学部における成績評価は、関連規則等を学部便覧等に明記し、ガイダンスやシラバス等を通じて学生に周知が図られている。平成25年度に全学で「学部後期課程教育に係る成績評価の改善に係る申合せ」を定め、これに伴う成績評価基準の見直しを各学部で実施し、これらの基準に従って、成績評価、単位認定を実施している。法学部、文学部、経済学部等では、科目の目標への達成の度合いを基準によって定めている。例えば、法学部においては、当該科目について極めて優秀な学習達成度を示しているものを「優上」、優秀な学習達成度を示しているものを「優」、一応の学習達成度を示しているものを「良」、最低限の学習達成度を示しているが、なお相当の努力を要するものを「可」、学習達成度が著しく低いものを「不可」とし、「優上、優、良、可」については合格、「不可」については不合格とすると定めている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教養教育においては、受験者数20人以下の少人数講義を除き、原則としてすべての授業において担当者はA評価（80点以上）の数を受験者数の約30%（20～40%）にするように申し合わせている。この範囲を外れる場合には「理由書」の提出が必要とし、対応を講じるように求められている。

その他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）における成績評価については、平成25年度に「学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ」を定め、各学部の成績評価区分を「優上、優、良、可、不可」とし、「優上」の取得目安を履修学生の上位5～10%程度としている。また、「優」及び「優上」の取得目安を履修学生の30%程度とし、成績評価、単位認定の客観性、厳格性の確保を図っている。

教養学部前期課程では、学生は、成績評価が不可、不合格、欠席で確認の必要がある場合は、あらかじめ指定された期間内に、「UTask-Web」（追試験は窓口）で「成績評価の確認」を申請することができ、このことは、入学時に配布される「履修の手引き」において周知が図られている。平成26年度の成績評価の確認については、561件の申請があり、そのうち52件について成績の変更が認められている。

その他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）においては、成績評価に

に対する意見申立てを制度としては一部の学部を除き整備していないが、相談等がある場合には、各科目担当教員が対応している。

これらのことから、一部の学部を除いては成績に関する異議申立て制度に不十分な点があるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置は講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学位授与方針に従い学部通則及び各学部規則に修業年限と修得単位数について定められ、学部便覧等の刊行物、ウェブサイト等に明示するとともに、ガイダンス等を通じて学生に周知を図っている。卒業認定は、卒業認定基準に即して実施されており、厳格性や一貫性が確保されている。

卒業に必要な修得単位数は、学部によって異なるが、教養学部前期課程からその他の学部（教養学部の教養学科、学際科学科、統合自然科学科を含む。）に進級するために必要な単位数と、各学部で修得する単位数を合計して、146 単位から 160 単位である（6 年制の学科、課程を除く。）。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

当該大学は、大学憲章及び学位授与方針を踏まえ、全学としての教育課程の編成・実施方針を、教育運営委員会で修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）、専門職学位課程単位ごとに定めている。例えば、修士課程（博士前期課程）では以下のとおり定めており、博士課程（博士後期課程）、専門職学位課程においてもそれぞれ教育課程の編成・実施方針を定めている。

「・ 高度な専門的知識と技能を学び、世界最先端の研究へとつながる体系的な専門科目とともに、専門分野に限らない幅広い学識と視野を獲得できる学際的科目によるカリキュラムを提供する。

- ・ 論文作成等に係る研究指導体制を通じて、高い研究遂行能力を育成する。
- ・ 研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会を提供する。
- ・ 学修成果の評価にあたっては、予め明示した成績評価基準に基づき、厳格な評価を行い、修士論文または特定の課題に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。それらの活用を通じて、教育方法の改善につなげる。」

各研究科等においても、研究科等の学位授与方針及び全学の教育課程の編成・実施方針を踏まえ、研究科等全体や専攻ごとに教育課程の編成・実施方針を明確に定めている。例えば、農学生命科学研究科では以下のとおり定めている。

「東京大学大学院農学生命科学研究科は、研究科の学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施する。

- ・ 講義と演習、研究指導を組み合わせた高度な専門性を身につける教育を体系的に編成する。
- ・ 研究者や技術者としての倫理感と責任感を育むプログラムを提供する。
- ・ 農学生命科学に関わる専門領域を俯瞰する能力を高めるため、専攻横断的な教育プログラムを提供する。
- ・ 学修における達成度評価基準を明示するとともに、学位論文もしくは特定の課題に基づく研究能力の審査及び試験を厳格に行う。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科等の教育課程は、大学院学則第9条の規定に基づき、各専攻における所要科目、単位及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、研究科等ごとに定めている。各研究科では、講義、演習、実習、実験（修士論文研究、博士論文研究を含む。）の組合せにより、学問分野の特性及び授与する学位の水準に応じて、修士課程（博士前期課程）では広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うように、博士課程（博士後期課程）では専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うように、専門職学位課程では高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うように教育課程を編成している。

なお、専攻分野に応じて授与される修士の学位は、文学、心理学、社会学、社会心理学、教育学、法学、経済学、経営学、学術、国際貢献、欧州研究、グローバル研究、環境科学、理学、工学、農学、保健学、医科学、薬科学、数理科学、科学、生命科学、環境学、国際協力学、サステナビリティ学、情報理工学、学際情報学、社会情報学の計28種類、博士の学位は、文学、心理学、社会学、社会心理学、教育学、法学、経済学、経営学、学術、国際貢献、グローバル研究、環境科学、理学、工学、農学、獣医学、医学、保健学、薬科学、薬学、数理科学、科学、生命科学、医科学、環境学、国際協力学、サステナビリティ学、情報理工学、学際情報学、社会情報学の計30種類の名称を付記している。専門職学位の学位に付記する専攻分野の名称は、法務博士（専門職）、原子力修士（専門職）、公衆衛生学修士（専門職）、公共政策学修士（専門職）の4種類である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

複数の研究科、附置研究所を有するという特性を活かし、先端の研究成果を反映した大学院教育を行っている。また、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」や「大学の世界展開力強化事業」等を通じて、学生や社会の多様なニーズに対応した人材育成に取り組んでいる。グローバルCOEプログラム等を通じて、研究科等と附置研究所等の協働を推進し、先端的研究を大学院教育に反映しているほか、国際的コミュニケーション能力等の育成に取り組んでいる。さらに、部局横断型教育プログラム、ダブル・ディグリープログラム等を通じて大学院教育の充実を図るとともに、秋季入学や大学間相互交流に対応する教育課程の工夫を行っている。平成22年度のダブル・ディグリー制導入からの累計で、派遣した学生は33人、受け入れた学生は25人となっている。

文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」では、平成23年度に、幅広い領域からの学生を受け入れ英語のみで実施される修士、博士5年一貫の学位プログラムを実施する「サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラム（GPS-SGLI）」、基礎から臨床、医薬品から医療機器まで、ライフイノベーションを支える多様かつ複雑な局面においてリーダーシップを発揮し得る人材を育成する「ライフイノベーションを先導するリーダー養成プログラム（GPLLI）」、理学系研究科と工学系研究科が連携し、基礎科学の最先端研究の場を、最先端フロンティアサイエンスを横串として活用することで分野を越えた俯瞰力と知を活用する力を身に付け、世界を舞台として人類社会の持続的発展に貢献する

人材を育成する「フォトンサイエンス・リーディング大学院 (ALPS)」が採択されている(支援期間はそれぞれ平成29年度まで)。平成24年度には、統合物質科学を基軸として、高度な専門性と科学技術全体を俯瞰するグローバルな視点を持ち、産学官の広い分野でオープンイノベーションを先導して人類社会の課題解決をリードする人材を育成する「統合物質科学リーダー養成プログラム (MERIT)」、情報及び制度・経済の横串とグローバルな視点で現代の社会・経済システムの動態を理解し本質的な問題や可能性を発見する能力と技術を有する人材を育成する「ソーシャルICTグローバル・クリエイティブリーダー養成プログラム (GCL)」、数理科学研究科と理学系研究科物理学専攻、地球惑星科学専攻において、カブリ数物連携宇宙研究機構と連携して、既存の分野にとらわれず広い視野を持ち数学力を発揮できる人材を育成する「数物フロンティア・リーディング大学院 (FMS P)」が採択されている(支援期間はそれぞれ平成30年度まで)。平成25年度には、社会が直面するグローバルレベルや国レベルの課題を的確かつ早期に捉え、多様な専門知識を統合し社会的リソースを組織化して解決に導くことのできるリーダー人材を育成する「社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム (GSDM)」、多文化共生社会のリーダーを養成する「多文化共生・統合人間学プログラム (IHS)」、高齢者が活力を持って地域社会の中で生活できる期間をより長く、要介護期間や施設収容期間を最小化することを通じて、高齢者自身の生活の質を高め、家族と社会の負担を軽減し、社会全体の活力を維持向上するため、高齢社会総合研究機構 (IOG) を中核に9研究科29専攻の総力を結集し、修士博士一貫の大学院教育により、活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダーを養成する「活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム (GLAFS)」が採択されている(支援期間はそれぞれ平成31年度まで)。

文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に平成23年度、東アジアの公共政策・国際関係分野における英語による学位プログラムを創成し多文化的な視点を持つ次世代のアジアのリーダー等の優秀なグローバル人材を育成する「公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム」、マサチューセッツ工科大学、カルフォルニア大学バークレー校、インペリアルカレッジロンドン、ケンブリッジ大学、スイス連邦工科大学、スウェーデン王立工科大学、フランスグランゼコール連合体と東京大学工学系研究科が連携して、世界規模で活躍できる工学に従事する人材の統括力育成を協働して実施することを目的とする「巨大複雑システム統括エンジニア育成に向けた国際協働教育プログラムの創出」が採択されている(支援期間はそれぞれ平成27年度まで)。平成24年度には、東南アジアの都市環境と保健の問題解決に貢献するため工学と医学が連携し相互の分野に関する幅広い知識と視点を持つ人材を養成する「アジア都市環境保健学際コンソーシアムの形成」が採択されている(支援期間は平成28年度まで)。平成26年度にはロシア人学生の受入プログラムと東京大学学生の派遣プログラムを通じて、日露間の交流を推進する「自然科学と社会基盤学の連携による日露学生交流プログラム」、インド工科大学 (IIT) 数校並びに政府機関、関連企業と連携しインドの発展をリードする高度人材の育成を進める「日印産官学連携による技術開発と社会実装を担う人材育成プログラム」が採択されている(支援期間はそれぞれ平成30年度まで)。

また、文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」【タイプA】に採択された「東京大学グローバルキャンパスモデルの構築」で非英語圏における研究型総合大学のモデルとなるようなグローバルキャンパスの実現を目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

研究科等では、少人数教育を基本としつつ、学問分野の特性に応じて、講義、演習、研究指導等の授業形態を組み合わせている。例えば、教育学研究科の科目は、グループワークや参加型授業の実施、研究室横断型の合同ゼミナールの実施、海外協力大学における現地語による講義演習等、実際的な研究遂行能力の育成を目指した演習形式のものが多い。高度な原子力専門家養成を担う工学系研究科原子力専攻では、原子力実務基礎科目、原子力実務隣接科目等、実務に関連する科目を配置するとともに、講義科目のほとんどに対応する演習科目を設け実践教育を充実させるとともに、実務的経験を積むように、インターンシップ実習や原子力実習・原子炉管理実習等の科目を設けている。

大学院課程では、少人数授業により、授業者と学習者間の双方向性を重視した学習指導を行っている。例えば、数理科学研究科では、セミナーは、原則として少人数（1～3人）で行われ、個人指導に近い形できめ細かく指導しており、学生が数理科学に関する知識をより深めると同時に研究の方法を修得する場となっている。学位論文の作成指導もセミナーで行われている。このほか、各研究科では、専門分野の特性に応じて、海外の研究者を招いての講演会・セミナーの開催、特色あるフィールド型授業等の実施、研究会、学会発表の奨励など、学習指導法の工夫に努めている。また、大学院教育の改革を意図した文部科学省等の各種プログラムに多数採択され、各プロジェクトを通じて様々な学習指導法の工夫を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院においても、平成 27 年度からターム制（4 学期制）とセメスター制（2 学期制）を併用して授業を展開する研究科、セメスター制を採用して授業を展開する研究科があり、それぞれ 1 コマ 105 分授業を実施している。ターム制とセメスター制を併用している研究科は人文社会系研究科、教育学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、薬学系研究科、新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科、公共政策学教育部で、セメスター制を採用している研究科は、法学政治学研究科、理学系研究科、工学系研究科、数理科学研究科、学際情報学府である。

授業時間数や授業期間については、学士課程と同様に実施されており、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めおおむね 35 週が確保されている。少人数による研究指導、研究課題の発表会、学会発表等を通じて、学生の主体的な学習を促している。

また、全学的には授業時間外学習時間の調査は行っていないが、平成 25 年度に実施された学生生活実態調査において、「1 日平均および 1 週平均の研究時間（自宅等での作業時間も含む）」を調査しており、1 日平均は 7.6 時間、1 週平均は 42.9 時間との結果となっている。

専門職大学院においては、専門職学位課程規則第 12 条の規定に基づき、履修登録単位数の上限を設定し、学生の自立学習時間の確保に努めている。法学政治学研究科の法曹養成専攻は 1 年次 34 単位、2 年次 36 単位、3 年次 44 単位、工学系研究科の原子力専攻は 50 単位、医学系研究科の公共健康医学専攻は 50 単位、公共政策学教育部の公共政策学専攻は 38 単位に、年度ごとの履修登録単位数が制限されている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様に統一された様式のシラバスが作成されており、大学院学生は、学務システム「UT-mate」によりシラバスをウェブサイト上から閲覧することができるが、一部のシラバスの記述は十分でない。また、知の系統的な獲得の一助とするため、ウェブサイトに掲載されている「東京大学授業カタログ」を通して、大学院及び学部後期課程で開講されている授業科目やその授業計画等を知ることができる。

これらのことから、一部のシラバスの記述は十分でないものの、シラバスが作成され、利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院課程では、人文社会系研究科文化資源学研究専攻（博士前期課程）、文化資源学研究専攻（博士後期課程）、総合文化研究科広域科学専攻（博士前期課程）、工学系研究科都市持続再生学コース（博士前期課程）において、主に社会人学生への配慮から、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用することにより、夜間開講を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院課程における研究指導は、原則として、大学院学則及び各研究科規則等に基づいて実施されている。各研究科等では、専門分野及び研究内容に応じ指導教員を定めている。研究指導・学位論文指導に係る指導体制は、例えば、人文社会系研究科では、指導教員の助言を得て、研究課題に応じた授業科目の選択が可能となるよう配慮し、「修士論文指導」、「博士論文指導」の科目を置いて、実践的な指導を行っている。博士後期課程では、「博士論文準備計画書」に基づき指導教員に加えて副指導教員を指定し、指導を行っている。また、論文の進捗状況に応じて「予備論文」の執筆を義務付けている。しかし、一部の研究科で指導方針については必ずしも明文化されていない。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、一部の研究科で指導方針の明文化が不十分であるものの、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学憲章を踏まえ、全学としての大学院課程に係る学位授与方針を教育運営委員会で定めている。大学憲章が当該大学の教育の目標として掲げる「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神をもった、各分野の指導的人格を養成」のために、学生が修了時に身に付けているべき知識、能力等を社会的に要請されている研究倫理も含めた高い

倫理意識も含めて、課程ごとに設定している。各研究科等においても、大学憲章及び全学の学位授与方針を踏まえ、学位授与方針を定めている。例えば、農学生命科学研究科では、以下のように学位授与方針を定めている。

「東京大学大学院農学生命科学研究科は、研究科の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成し、所定の単位を修得し学位論文審査及び試験に合格した学生に学位を授与する。

- ・ 農学生命科学分野に係る高度な学識を基盤として、高い倫理と責任をもって世界の発展や環境の保全に大きく寄与できる能力を有する。
- ・ 食料・資源・環境等に関する多様な課題を自ら発見し、その解決に向けて独創的な研究を遂行する能力を身につけている。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則において、試験成績の評点及び順位を「優、良、可、不可」と定め、平成 27 年度には、この評点について、教育運営委員会学部・大学院教育部において、学修達成度に基づく成績評価基準に関する申合せを策定し、公表、実施している。

成績評価方法は、シラバス等に記載し、筆記試験、レポート、宿題等の成績等、学問分野に応じて適切な方法により実施している。各研究科等では、これらに従って、成績評価、単位認定を実施している。法学政治学研究科法曹養成専攻や公共政策学教育部では、GPA制度を導入するなど、成績評価基準に対し厳格な対応を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

法学政治学研究科法曹養成専攻では、成績の通知から2週間以内に所定の手続きを行うことで、成績について書面による説明を求めることができることとしている。人文社会系研究科では、成績評価について疑義がある場合は大学院係が窓口となり、授業科目担当教員に連絡を行っている。また、学際情報学府では、学生が成績評価に関して疑義がある場合は、科目担当の教員に直接又は電子メールにて説明を求め、教員から理由を説明して問題解消に努めている。他の研究科等でも相談等がある場合には、各科目担当教員が対応しているものの、成績評価に関して疑義がある場合の異議申立て制度は定められていない。

これらのことから、一部の研究科等において成績評価に関して疑義がある場合の異議申立て制度が定められていないものの、各研究科等においては手続きが定められており、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程においては、大学院学則、各研究科規則等に修了の基準を策定し、大

学院便覧、ガイダンス等で学生に周知を図っている。さらに、学位論文の評価基準については、書面調査時には明文化が不十分な研究科等があったが、平成 27 年度中にすべての研究科等において明文化がなされている。定められた審査方法に従って、各研究科等は成績評価結果と学位論文審査結果に基づき、修了判定を実施している。

専門職学位課程においては、学位授与方針に従い修了認定基準を策定し学生に周知するとともに、修了認定基準に則した修了認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 1、2 年次の学部学生を対象とする、「知」の大きな体系や構造をより広い視点から見ることによりそれぞれの学問領域の全体像や、有機的なつながりを実感することを目的としたテーマ講義である学術俯瞰講義では、平成 26 年度に 4 科目が開講され、合計 301 人が受講している。
- 各専門学部における教育において、学際的あるいは分野融合的な部局横断型プログラムを平成 21 年度から開設しており、平成 26 年度末までに延べ 60 人に修了証が発行されている。
- 平成 26 年度からは、国際社会における指導的人材を育成することを目的として、学部学生を対象としたグローバルリーダー育成プログラムを開始している。
- 教養学部前期課程の 1 年次生を対象に、理科生（理科一、二、三類）には、平成 20 年度から ALE S S (Active Learning of English for Science Students) プログラムを、文科生（文科一、二、三類）には、平成 25 年度から ALE S A (Active Learning of English for Students of the Arts) プログラムを、英語による学術的な成果発表能力を身に付けるために、必修科目として教育課程に組み込んでいる。
- 初等・中等教育を日本語以外の言語で履修した学生を対象とする P E A K は、教養学部前期課程の国際教養コース、教養学部後期課程の国際日本研究コース、国際環境学コースから構成されており、「グローバル・キャンパスの形成」の具現化を目指す取組である。
- 協定に基づき、学部間の交換留学が実施されている。
- 文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に「グローバル社会を担う次世代型獣医学系大学教育機構の構築」が平成 24 年度採択され（支援期間は平成 28 年度まで）、関東地区の 4 獣医系大学と、獣医学関連の高度研究機関、行政機関が連携して、グローバル社会を担う「次世代型獣医学系大学教育機構」の構築を目的とし、国際対応を意識した教育プログラムを実施している。
- 文部科学省の「口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業」に「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における全国的な実習システムの充実・強化」が平成 23 年度採択され、支援期間終了後も感染症・公衆衛生分野の実習プログラムを実施している。
- 文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」では、平成 23 年度に、「サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラム (G P S S - G L I)」、「ライフイノベーションを先導するリーダー養成プログラム (G P L L I)」、「フォトンサイエンス・リーディング大学院 (A L P S)」が採択（支援期間はそれぞれ平成 29 年度まで）され、平成 24 年度には、「統合物質科学リーダー養成プログラム (M E R I T)」、「ソーシャル ICT グローバル・クリエイティブリーダー育成プロ

東京大学

グラム（GCL）」、「数物フロンティア・リーディング大学院（FMS P）」が採択（支援期間はそれぞれ平成 30 年度まで）され、平成 25 年度には、「社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム（GS DM）」、「多文化共生・統合人間学プログラム（IHS）」、「活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム（GLAF S）」が採択（支援期間はそれぞれ平成 31 年度まで）されている。

- 文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に平成 23 年度には、「公共政策・国際関係分野における BESE TOダブル・ディグリー・マスタープログラム」、「巨大複雑システム統括エンジニア育成に向けた国際協働教育プログラムの創出」が採択（支援期間はそれぞれ平成 27 年度まで）され、平成 24 年度には、「アジア都市環境保健学際コンソーシアムの形成」が採択（支援期間は平成 28 年度まで）され、平成 26 年度には、「自然科学と社会基盤学の連携による日露学生交流プログラム」、「日印産官学連携による技術開発と社会実装を担う人材育成プログラム」が採択（支援期間はそれぞれ平成 30 年度まで）されている。

【更なる向上が期待される点】

- シラバス作成のためのガイドラインに沿ったシラバスの作成が期待される。
- 文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された「東京大学グローバルキャンパスモデルの構築」で非英語圏における研究型総合大学のモデルとなるようなグローバルキャンパスの実現を目指している。

【改善を要する点】

- 一部の学部・研究科等では、成績評価について疑義がある場合の異議申立て制度が設けられていない。
- 一部の研究科等においては、指導方針の明文化がなされていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間（平成22～26年度）の平均で96.1%の学生が、学士課程の3年次に2年間で進級している。また、過去5年間（平成22～26年度）における、学士課程の3年次に進級した学生の、標準修業年限内卒業率（2年又は4年で卒業した比率）の平均は、法学部が70.2%、医学部（健康総合科学科）が79.4%、工学部が88.4%、文学部が64.0%、理学部が90.2%、農学部（獣医学課程を除く。）が88.0%、経済学部が82.4%、教養学部が69.3%、教育学部が80.5%、薬学部（薬科学科）が97.7%、医学部（医学科）が92.9%、農学部（獣医学課程）が94.7%、薬学部（薬学科）が100%であり、「標準修業年限×1.5」年内の卒業率は法学部が93.6%、医学部（健康総合科学科）が89.4%、工学部が96.8%、文学部が88.1%、理学部が96.3%、農学部（獣医学課程を除く。）が96.7%、経済学部が96.8%、教養学部が91.5%、教育学部が96.3%、薬学部（薬科学科）が99.1%、医学部（医学科）が95.6%、農学部（獣医学課程）が98.9%、薬学部（薬学科）が100%である。

過去5年間（平成22～26年度）における大学院課程の修士課程（博士前期課程）の標準修業年限内修了率と「標準修業年限×1.5」年内の修了率は、それぞれ、人文社会系研究科が57.8%、83.4%、教育学研究科が82.7%、94.2%、法学政治学研究科が90.3%、96.1%、経済学研究科が77.5%、90.3%、総合文化研究科が73.1%、88.7%、理学系研究科が85.7%、93.8%、工学系研究科が76.5%、92.6%、農学生命科学研究科が85.4%、94.0%、医学系研究科（医科学専攻）が89.1%、93.7%、医学系研究科（健康科学・看護学専攻及び国際保健学専攻）が82.2%、86.0%、薬学系研究科が89.4%、93.1%、数理科学研究科が80.5%、91.2%、新領域創成科学研究科が78.9%、93.7%、情報理工学系研究科が83.7%、92.6%、学際情報学府が69.4%、90.7%である。

博士課程（博士後期課程）の標準修業年限内修了率と「標準修業年限×1.5」年内の修了率は、それぞれ、人文社会系研究科が10.4%、44.2%、教育学研究科が15.1%、42.5%、法学政治学研究科が13.6%、71.5%、経済学研究科が23.5%、54.4%、総合文化研究科が23.4%、50.7%、理学系研究科が58.7%、91.7%、工学系研究科が37.6%、84.9%、農学生命科学研究科（獣医学専攻を除く。）が59.8%、92.2%、農学生命科学研究科（獣医学専攻）が74.6%、92.1%、医学系研究科（健康科学・看護学専攻及び国際保健学専攻）が57.4%、90.0%、医学系研究科（博士課程の9専攻）が75.2%、91.1%、薬学系研究科が80.6%、91.6%、数理科学研究科が60.1%、85.5%、新領域創成科学研究科が46.0%、90.0%、情報理工学系研究科が46.2%、83.8%、学際情報学府が13.7%、54.1%である。

専門職学位課程の標準修業年限内修了率と「標準修業年限×1.5」年内の修了率は、それぞれ、法学政

治学研究科（法曹養成専攻）が82.1%、93.0%、工学系研究科（原子力専攻）が96.7%、98.9%、医学系専攻（公共健康医学専攻）が86.8%、95.8%、公共政策学教育部（公共政策学専攻）が59.7%、86.6%である。

修士課程（博士前期課程）の標準修業年限内修了率は80%程度で推移し、「標準修業年限×1.5」年内修了率は90%以上で推移している。博士課程（博士後期課程）の標準修業年限内修了率は45%程度で推移し、「標準修業年限×1.5」年内修了率は80%程度で推移している。修了に標準修業年限以上を要する学生が多くいる研究科等もある。専門職学位課程の標準修業年限内修了率は、80%程度で推移し、「標準修業年限×1.5」年内修了率は90%以上で推移している。

医師国家試験の過去5年間（平成22～26年度）における平均合格率は94.9%である。法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者の、過去5年間（平成22～26年度）における平均合格率は51.6%であり、毎年、全国平均を大きく上回っている。このほか、看護師資格試験の過去5年間（平成23～27年度）の平均合格率は100%、獣医師資格の過去5年間（平成22～26年度）の平均合格率は89.0%である。教育職員免許状の取得者数は、平成26年度においては学士課程で36人、大学院課程で53人である。

卒業（学位）論文等の内容・水準は学生の受賞等の状況から、相当の水準にあるといえる。また、在学期間中の研究成果により、学生が国内外の学会等で数々の受賞を果たしている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

教養教育を担当している教養学部では、前期課程の修了生全員を対象に「教養教育の達成度についての調査」を継続的に実施し、教育課程がねらい通りの成果を上げているかを点検している。平成26年3月に実施した調査（対象者3,201人のうち、回答者432人（13.5%））では、80%以上の学生が、学問的知識が身に付いたと回答し、70%以上の学生が、論理的・分析的に考える力が身に付いたと回答している。

また、平成26年3月に実施した学部新卒者に対する大学教育の達成度調査アンケート（対象者3,133人のうち、回答者2,537人（81.0%））の結果では、「東京大学の教育を通じて身に付けた能力について」の設問11項目（「学科・課程の専門領域について、最先端の研究を含めた、理論的な理解」、「専門の枠を超えた、所属する学部に通じるような基本的な知識・考え方」、「専門領域を越えた、幅広い知識やものの見方」、「課題を発見する能力」、「広い視野からの判断力」、「公共的な責任感や倫理観」、「異なる文化や価値観の理解・尊重」、「今まで体験したことのないことに挑戦する意欲」、「グローバルな思考と行動力」、「自分なりに学問を俯瞰すること」、「将来の方向性」）中、1項目（「グローバルな思考と行動力」）の肯定的な回答が低いが、他の項目は約70%が肯定的な回答を示しており、また、教育内容を含む大学生活全般について満足度が高い。これらのアンケートの結果はウェブサイトや学内広報に掲載され、学生に対する周知が図られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業後の進路は、大学院への進学が卒業生全体の過半数を占める。特に、理系の学部では、大学院への進学者が相当数を占める。過去5年間（平成22～26年度。ただし、薬学部においては平成24～26年度の3年間）の学部ごとの進学率は、法学部が31.1～42.4%、医学部医学科が1.1～3.9%、医学部健康総合科学科が21.1～60.0%、工学部が72.4～84.4%、文学部が20.5～27.8%、農学部（獣医学課程を除く。）が68.7～75.2%、農学部獣医学課程が12.5～33.3%、経済学部が9.3～13.9%、教養学部が37.6～54.3%、

教育学部が25.3～35.2%、薬学部薬科学科が96.1～98.6%、薬学部薬学科が12.5～37.5%である。

就職希望者（卒業生から進学者を除いた者）の就職率は、78%前後で推移している。卒業生で進学も就職もしていない者の多くが、進学・公務員試験受験・資格取得・就職の準備中であると考えられている。

修士課程（博士前期課程）修了生の博士課程進学者は、研究科等ごとにばらつきがあるが、修了生全体の30%以上に及ぶ。修了生の就職率は、58%前後で推移している。就職希望者（修了生から進学者を除いた者）の就職率は、82%前後で推移している。また、就職者の約70%が専門的・技術的職業に就いている。

博士課程（博士後期課程）修了生の就職率は50%前後であるが、大学や研究機関等の研究者に就いた者が過半数を越えている。

また、世界的あるいは全国的に事業を展開する企業や公務員にも人材を輩出している。外国人留学生が帰国後に政府機関や国際機関等において活躍している事例も少なくない。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年12月に実施した卒業（修了）生からの学習成果に関するアンケート（卒業（修了）後10年以内の者が対象。17,348人のうち、823人が回答（4.7%））では、学習成果について、良好な評価を得ていることが分かる。大学の教育を通じて身に付けた内容についての設問11項目（「学科・課程・コース・専攻等の専門領域について、最先端の研究を含めた理論的理解」、「専門の枠を超えた、所属する学部や学科、研究科や専攻に共通する基本的な知識・考え方」、「専門領域を超えた、幅広い知識やものの見方」、「課題を発見する能力」、「広い視野からの判断力」、「公共的な責任感や倫理感」、「異なる文化や価値観の理解・尊重」、「今まで経験したことのないことに挑戦する意欲」、「グローバルな思考と行動力」、「自分なりに学問を俯瞰すること」、「将来の方向性」）中、1項目（「グローバルな思考と行動力」）と、大学の教育課程についても設問5項目中1項目（「履修モデル等により、何をどう勉強すればよいかわかった」）に関して、肯定的な回答が低いが、他の項目は肯定的な回答の割合が高く、特に、「専門領域について最先端の研究を含めた理論的理解」では、約90%が身に付いた、まあ身に付いたと回答している。また、約90%が大学で学んだことや経験したことが役に立っていると回答し、肯定的な評価を得ている。

平成26年11月から12月に実施した卒業（修了）生の就職先企業等に対するアンケート（対象企業数696社、回答企業数144社（20.7%））では、90%を超える企業が「大学の卒業生は幅広い教養を持っている」と回答し、専門分野以外の仕事についても、「学習能力がある」、「適度にこなせる能力がある」等、教養教育を重視した人材育成に関して肯定的な評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、本郷キャンパス、駒場キャンパス、柏キャンパスの3つのキャンパスを有し、その校地面積は本郷キャンパスが559,178㎡、駒場キャンパスが352,181㎡、柏キャンパスが403,314㎡、運動場用地が278,472㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計1,395,607㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

大学憲章で「教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る」こととしている。キャンパスという有限の空間の中で教育・研究に係る構想を総合的かつ戦略的に実現させるための基本理念及び指針として、大学キャンパス計画大綱を定め、キャンパス計画の全体と整合するよう歴史的環境の継承と世界最高水準の教育研究を展開できる基盤整備を推進している。

バリアフリー化については、施設等のバリアフリー化を順次進めている。

安全で快適なキャンパス環境を実現するため、建物状況調査に基づき施設修繕カルテのフォローを行い、耐震化を含む施設修繕を計画的に実施しており、平成27年5月1日現在の耐震化率は93.6%である。また、警備会社によるキャンパス内の巡回パトロールを実施するなど防犯面への配慮を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報基盤センターでは、教育用計算機システムを維持・管理・運営しており、さらに、スーパーコンピュータ、キャンパスネットワーク(Utnet)、図書館電子化等、最新の設備による情報技術基礎教育を可能とするICT環境を整備している。教養学部前期課程では、必修科目「情報」で情報基盤センターの教育用計算機システムを活用して教育を行っている。

本郷キャンパスにおいては、情報処理学習施設18室、学生が利用可能なパソコン1,401台、語学学習施設4室、駒場キャンパスにおいてはそれぞれ10室、951台、8室が整備され、柏キャンパスにおいては学生が利用可能なパソコン389台が整備されている。

また、多数のプロジェクトを配備した講義・プレゼンテーション環境等、ICTを活用した先端的な教育環境である「駒場アクティブラーニングスタジオ(KALS)」、「福武ラーニングスタジオ」(本郷)を整備している。大学情報セキュリティ・ポリシー基本方針、対策基準の策定や必要な改訂を行うなど、情

報セキュリティの向上を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

本郷キャンパスに総合図書館、駒場キャンパスに駒場図書館、柏キャンパスに柏図書館を整備している。柏図書館は、平成16年度に開館した図書館で、自動化書庫システム（約100万冊収納可能）を装備している。さらに、各学部・研究科等にも、その特性に応じて32の図書室を整備している。

総合図書館の資料数、面積、閲覧座席数、雑誌タイトル数はそれぞれ1,250,686冊、18,098㎡、1,091席、21,520種であり、駒場図書館はそれぞれ1,094,724冊、10,182㎡、1,121席、6,785種、柏図書館はそれぞれ404,779冊、5,666㎡、243席、22,961種であるほか、27,726種の電子ジャーナルが利用可能である。部局図書館室の資料数、面積、閲覧座席数、雑誌タイトル数の総計は、それぞれ6,696,776冊、44,258㎡、1,503席、115,219種であり、合計蔵書数約945万冊は国内の大学図書館では最大である。

学生用図書については恒常的な全学経費を措置し、新刊図書を中心に学習に必要となる資料を安定的に収集している。選書に際してはシラバス掲載図書や教員推薦、図書館員推薦に基づく選書に加えて、学生による選書も実施して具体的なニーズを取り入れている。このほか、外国人留学生向けの収集やPEAK (Programs in English At Komaba) 学生向けの収集も行っている。

開館時間は、年末年始等を除き、総合図書館は、平日は8時30分から22時30分（3月、8月は21時まで）、土・日・祝日は9時から19時（3月、8月は17時まで）、駒場図書館は、平日は8時40分から22時（休業期間は20時又は17時まで）、土・日・祝日は10時から19時（試験期の土・日・祝日は平日と同時刻まで開館、2月末～3月は休館）、柏図書館は、平日は9時から21時（3月、8月は17時）、土・授業日となる祝日は10時から17時（3月、8月の土は休館）としており、部局図書館室においても一部夜間開館等を行い、利用者の利便性向上に努めている。

平成26年度における総合図書館、駒場図書館、柏図書館の入館者数はそれぞれ476,316人、706,567人、40,905人である。平成25年度に行った利用者アンケート（対象者29,113人のうち、回答総数2,172件（7.8%））によれば、来館型サービスの満足度については、例えば、「他のキャンパスからの図書の取り寄せができる」について「満足」、「どちらかといえば満足」が55%を占めたが、「利用したことがない」が34%となっている。非来館型サービスの満足度については、例えば「附属図書館のWebサイトでは探している情報を簡単に見つけられる」について「満足」、「どちらかといえば満足」が66%を占め、「どちらかといえば不満」、「不満」の合計は12%、「利用したことがない」の回答は21%である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学士課程における各学部、大学院課程における各研究科等における自習室等の状況は、例えば、文学部・人文社会系研究科では、平成22年1月にインターネット利用が可能な63席の自習室を備えた学生用スペース「三友館」を開館している。また、駒場キャンパスの情報教育棟や本郷キャンパスの福武ホール、情報基盤センターには、教育用計算機システムの端末を配置した自習室を整備している。さらに、駒場コミュニケーション・プラザでは、二階食堂（685㎡）を営業終了後の14時から21時に自習スペースとして開

放している。図書館室では、閲覧座席やグループ学習室等、自主的学習環境を整備し、学生のニーズに合わせて効果的な利用のため開館時間を延長している。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部学生の履修指導の一環として、入学時に、教育課程及び学生生活全般に関するガイダンスを実施しているほか、進学検討時、進学内定時及び進学時に各種ガイダンスを実施しており、加えて新入生からの時間割や履修に関する質問に学部2年次生以上の学生が答えるピア・アドバイジングを実施している。

専門学部（学部後期課程）の選択の仕組みを有効に機能させるためには、学生自身が制度を十分に理解するとともに、専門学部に関する適切な情報提供が不可欠であるため、「履修の手引き」の配布や入学者ガイダンスに加えて、適宜、「進学に関するガイダンス」を実施している。「進学に関するガイダンス」の実施状況は学部によって異なるが、例えば、法学部においては1年次生を対象とするガイダンスを平成26年12月に、2年次生を対象とするガイダンスを平成27年5月に行っており、参加人数はそれぞれ約150人、約100人である。

各学部においては、新3年次生への教育課程及び学生生活に関するガイダンスを実施している。

大学院においても入学時にガイダンスを行い、教育課程等の説明を行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学組織である学生相談ネットワーク本部になんでも相談コーナー及び学生相談所を設置し、学生の様々な相談に対応している。また、教養学部前期課程では、初年次ゼミナールや、ピア・アドバイザー制度、学習アドバイス制度、協力教員制度等を通じて、学生の様々な学習に対する相談に対応し、各学部・研究科等においても、独自の学習支援制度を設け、個々の学生の学習・研究、専門分野や授業の履修に関する相談に対応している。教員に質問、相談がある学生に対しては、対応できる時間、場所や、電子メールアドレスを知らせるなどして、個別に対応している。

外国人留学生に対しては、日本語教育センターでの日本語教育を行っている。日本語教育では、すでに日本語力の高い外国人留学生が研究活動（論文執筆、研究発表等）のための日本語力を高めることを目的として、学術日本語コース（アカデミック・ジャパニーズ）を開設している。また、いくつかの研究科等、専攻においても、日本語教室を開設している。各研究科等においても、日本語アシスタント等の学習支援を行っている。さらに、多くの研究科等において、チューター制度を活用している。

障害のある学生への学習支援については、バリアフリー支援室を設置して支援体制を強化し、各部署のイニシアティブの下、聴覚障害学生に対する授業時のノートテイク、授業後の音声データのテープ起こし等の支援活動を適切に実施できる体制を整えている。また、発達障害のある学生については、学生相談ネットワーク本部コミュニケーション・サポートルームを設け、学生からの相談に対応するとともにコミュニケーショントレーニング等のサポートを行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

届出学生団体、運動部の活動に様々な課外活動支援策を講じており、活動の円滑化及び充実に寄与している。届出をしている学生団体数は平成27年3月の時点で107団体である。学部新生が最初に経験する場所である駒場Iキャンパスには、快適なキャンパスライフを演出する課外活動施設として、駒場コミュニケーション・プラザや学生会館、キャンパス・プラザ等を整備している。

入学した直後の学部学生が、1年間の特別休学期間を申請、取得した上で、ボランティア等の社会貢献活動、国際交流活動、インターンシップ等の長期にわたる自主的活動を通じて自らを成長させる自己教育プログラム「FLY Program (Freshers' Leave Year Program: 初年次長期自主活動プログラム)」を平成25年度から開始しており、平成25年度は11人、平成26年度は8人、平成27年度は5人の学生がプログラムを利用している。

さらに、学生教育研究災害傷害保険について、保険料を大学が負担することで在籍する全学生を補償対象とし、学生の学生生活の向上を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学における学生をはじめとする大学構成員に対する相談・支援機能の強化を図ることを目的として、総長室直轄の組織である学生相談ネットワーク本部を設置している。

平成27年度からは、学生相談所（駒場）と協力して対人援助のスキルと倫理やメンタルヘルスの基礎知識を有するピアサポーターを養成するとともに、教養学部前期課程の初年次ゼミナールにおけるTAへの講習等を通じて、メンタルな問題を抱える学生への支援体制づくりに協力している。

学生相談ネットワーク本部に所属する学生相談所や精神保健支援室では、臨床心理士や医師等のカウンセリングに関する専門的知識を有する相談員を配置するなど、学生生活全般の悩み、相談等に対応できる体制を整備し、さらに、学生の人間形成を促す大学教育の一環として、学生生活に関する講義や各種セミナーを実施しているほか、相談所連絡会議を実施し、相談所相互の意見交換を行っている。

平成26年度における学生相談所への相談件数は、駒場が延べ5,798件、本郷・柏が延べ5,650件である。医師、臨床心理士、社会福祉士を含む常勤、非常勤の教職員を、学生相談所（本郷・柏）に11人、学生相談所（駒場）に7人、なんでも相談コーナーに4人、キャリアサポート室に12人、ハラスメント相談所に6人配置している。

さらに、各部局での就職支援を補完する全学的機関としてキャリアサポート室を設置し、キャリア形成支援を推進している。平成26年度におけるキャリアサポート室への相談件数は、延べ2,404件である。

外国人留学生に対しても、国際センター、日本語教育センター等の支援体制を構築するとともに、生活支援、就職支援等の充実を図っている。

ハラスメント防止については、全学組織であるハラスメント相談所、ハラスメント防止委員会と部局と

の連携でハラスメントのないキャンパスの構築に努めている。

障害のある学生や乳児・幼児を養育する学生等、特別な支援を行うことが必要な学生には、バリアフリー支援室を設置し、障害者の支援について専門的なスキルを持つ教員、コーディネーター及び事務職員が常駐し、各部局と連携しながら各種支援を行っている。また、発達障害のある学生については、学生相談ネットワーク本部コミュニケーション・サポートルームを設け、学生からの相談に対応するとともにコミュニケーショントレーニング等のサポートを行っている。乳児・幼児を養育する学生に対しては、キャンパス内に教職員、学生及び研究従事者が養育する乳児・幼児を対象とする4つの保育園（東大本郷けやき保育園、東大白金ひまわり保育園、東大柏どんぐり保育園、東大駒場むくのき保育園）を設置しており、平成26年度においては、常時保育園児89人のうち、32人が学生の子である。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

法人化によって得られた財政面での条件を活かして、大学独自の学生奨励制度を設け、優秀な私費外国人留学生に研究奨励費、大学院学生の国外における学会、研究集会での発表等に対し学術奨励費を支給している。海外留学等を行う学部学生・大学院学生に対し奨学金を支給する東京大学海外派遣奨学事業短期・超短期海外留学奨学金の平成26年度における支給人数は86人、教養学部前期課程国際教養コースへ入学する優秀な新生に奨学金を支給する東京大学スカラシップの支給人数は25人である。

経済的理由等により、授業料等の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、選考の上、授業料等免除又は徴収猶予を実施している。平成20年度からは、世帯給与収入400万円以下の学部学生の授業料を全額免除とし、学生の経済的な不安を早期に解消し、勉学に専念できるシステムを整備している。東日本大震災により被災した学生に対しては、入学料の免除（全額）、授業料の免除（全額又は半額）を実施するとともに、被災した入学志願者の検定料免除も行っている。さらに、生活支援一時金として、被災学生へ1人当たり6万円を支給している。

博士課程大学院学生に対し、外国人留学生特別奨学制度と博士課程研究遂行協力制度の経済支援策を実施している。外国人留学生特別奨学制度（大学フェローシップ）とは、特に優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費支給することにより、大学での学術研究への取組を支援するもので、月額20万円あるいは15万円を支給している。平成26年度における支給人数は117人である。博士課程研究遂行協力制度とは、優秀な博士課程大学院学生に対して学業を奨励するとともに、大学全体の研究レベルの質的向上を図るため、当該研究活動に必要な研究業務を委嘱するもので、年額30万円を上限に支給している。外国人留学生への経済的支援のために東京大学基金の特定基金として「東京大学外国人留学生支援基金」を設立している。この基金による奨学金は、成績優秀な外国人留学生に対する「外国人留学生特別奨学制度」とは性格が異なり、主として教職員からの寄付金による経済的援助の意味合いを含む奨学金として、毎年30人に月額5万円を支援している。

国際学生宿舎として三鷹国際学生宿舎（男子・女子）、豊島国際学生宿舎（男子・女子）及び追分国際学生宿舎（男子・女子）を整備しているほか、外国人留学生が利用できる宿舎としてインターナショナルロッジ（駒場ロッジ、白金台ロッジ、柏ロッジ、柏の葉ロッジ）を整備している。平成26年度の月平均入居者数と利用率は、三鷹国際学生宿舎が532人で86.5%、豊島国際学生宿舎が178人で88.9%、追分国際学生宿舎が145人で96.5%である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 入学した直後の学部学生が、1年間の特別休学期間を申請、取得した上で、ボランティア等の社会貢献活動、国際交流活動、インターンシップ等の長期にわたる自主的活動を通じて自らを成長させる自己教育プログラム「FLY Program」を平成25年度から開始している。
- 学生を含む大学構成員の支援を行う学生相談ネットワーク本部を設置し、悩みや相談に対応できる体制をとっている。
- 独自の奨学金制度による学生や外国人留学生への経済的支援をきめ細かく行っている。
- 地方出身者や外国人留学生等のために国際学生宿舎やインターナショナルロッジを整備し、活用している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育面の質保証に関しては、「大学改革に関する基礎的調査・研究を行うとともに、東京大学における教育課程・方法の改善及び全学的な教育の推進を支援すること」を目的とする大学総合教育研究センターと「本学の教育に関し、全学的な観点から取り組むことが必要な方策の制度設計及び実施計画の企画立案並びに総合調整を行うこと」を目的とする教育企画室が設置されており、教育体制及び教育制度の改善・整備等に係る事項を審議する全学の教育運営委員会において、大学総合教育研究センターの協力の下、教育企画室等で検討した教育の質の向上・改善を図るための取組等について審議する体制をとっている。

「学部教育の総合的改革に関する実施方針」を定め、総長を本部長とする臨時教育改革本部を設置して4月1日及び9月1日を共通の画期とする4ターム制を導入（平成27年度）するとともに、推薦入試の導入（平成28年度）等の改革を推進している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学部・研究科等では、授業評価アンケートや学生との懇談会等を通じて学生の意見を聴取し、その結果を教育の質の向上・改善に活かしている。授業評価アンケート等の結果を受けて改善した具体例として、法学部や文学部におけるAVシステムの導入や操作性の向上、法学政治学研究科法曹養成専攻における学期末試験答案の返却、新領域創成科学研究科環境システム学専攻における新規授業科目の開講等が挙げられる。

教員の意見は、全学の教育運営委員会や各部局の教務委員会等を通じて把握し、教育課程改善等に結び付くなど、教育の質の向上・改善に活かされている。例えば、平成29年度からの科目ナンバリング（共通科目コード）の導入がその具体例である。

また、学生生活実態調査を昭和25年以降毎年継続して実施している。学生生活の状況のほか、学業、家族の状況、通学・住居、就職、大学への要望等を調査し、年度間、男女間等の相違に注目しつつ、分析を行っている。調査結果は、全学会議や学内広報、ウェブサイト等で公表している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

経営協議会や卒業（修了）生、産学連携協議会等を通じて、学外関係者から積極的に意見を聴取する全学的な仕組みを構築している。学外関係者の意見は、新たな教員人事制度や教育プログラムの改善、向上に活かされている。また、各部局においても、学外有識者から積極的に意見を聴取し、順次改善を行っている。例えば、理学系研究科・理学部諮問会や総合文化研究科・教養学部等の運営諮問会議、情報学環・学際情報学府顧問会議、公共政策学教育部の国際アドバイザー・ボード等は、部局全体で毎年度実施しているほか、社会科学研究所が平成25年度に実施した国際諮問委員会では、海外から当該分野の著名な研究者を招へいし、国際的な視野での意見や助言を求めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

「大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）の基本方針」を定め、部局及び本部は、FDに関する実施体制を整えその機会を提供するとともに能力開発のための自主的な活動の奨励・支援を行うこととしており、教育企画室が、毎年度各部局のFDの取組状況の調査と各部局へのフィードバック、大学総合教育研究センターによるFDに関するポータルサイト「TODAI FD.COM」の構築等、FDの推進に取り組んでいる。

各部局においても、FDに関する取組が実施されている。例えば、文学部・人文社会系研究科においては、平成26年度にFD講習会「ハラスメントにならない指導方法について」が7月に開催（参加人数：約90人）、「発達障害のある学生の修学支援について」が1月に開催（参加人数：約90人）されているほか、新任教員の自己紹介や若手教員、中堅・ベテラン教員との交流を促す「茶話会」や「文化交流研究懇談会」が開催されている。「茶話会」は5月（参加人数：15人）と10月（参加人数：18人）に開催されており、「文化交流研究懇談会」は5回開催されている。

教養学部前期課程では、学生による授業評価アンケートを継続実施し、この結果を各教員へフィードバックするとともに、分析してシンポジウム等を開催してFDを実施している。また、このほかの部局においても様々な活動を通じて、組織的な教育の質の向上を図り、授業の改善等に結び付いている。

また、主として新任の教員が速やかに当該大学に慣れて研究・教育に力を発揮し、大学の運営に能動的に参加できるようになることを念頭に置いて、教員目線の「ファカルティ・ハンドブック」を作成し、教職員向けポータルサイトにおいて平成25年4月から提供している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動の質の向上を図るため、教務に携わる職員に対し、全学的な分野別専門研修として、学務系研修、図書系研修、技術系研修を行っている。

学務系研修では、学務研修会実務勉強会及び教職員のための学生のメンタルケアに関する講習会を行っ

東京大学

ている。図書系研修では、初任者・若手職員研修会や図書館業務システム講習会及び附属図書館研修プログラムを実施している。総合技術本部では、教室系技術職員を対象として研修企画委員会が計画する様々な技術系研修を行っている。

このほか、大学院教育の一環として、すべての研究科においてTA制度を実施しており、将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会となっている。TAの教育能力の向上を図るため、補助業務の内容等について採用時等に説明するほか、講習会への参加やTA演習等を実施している部局もある。例えば、公共政策学教育部においては、一部の授業科目でTAセッション（TAによる演習）を設けているほか、教養学部の基礎物理学・科学実験や、情報・図形部会の「情報」では演習準備のための説明会、新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻においてはTA事前講習会が実施されており、「情報」の説明会では平成27年度においては24人が参加し、メディカルゲノム専攻のTA事前講習会では平成26年4月に5人、9月に6人が参加している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成26年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産1,251,679,146千円、流動資産142,181,760千円であり、資産合計1,393,860,907千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債161,489,202千円、流動負債120,588,361千円であり、負債合計282,077,564千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金25,526,912千円及び長期借入金7,994,848千円の用途は附属病院の建設であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり診療収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務8,814,880千円及び長期及び短期のPFI債務3,994,730千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成22年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても収益の24%と安定した確保に努めている。

さらに、授業料収益が1,346,177千円減少しているが、これは固定資産取得によるものである。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、当該大学の関係部署等で検討の後、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、総長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 228,745,313 千円、経常収益 233,484,464 千円、経常利益 4,739,150 千円、当期総利益は 3,550,012 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 46,806,990 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務担当理事を室長とする財務戦略室が予算案を作成し、経営協議会で審議し、役員会の議を経て、総長が年度計画予算を決定している。

さらに、総長裁量経費として 705,114 千円を確保するほか、総長裁量経費を除く戦略的経費のうち、2,163,297 千円を教育研究事業に配分している。なお、これは特別経費（「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠）739,100 千円を含む。

また、施設・設備に対する予算配分については、活性化予算として新図書館構想として 459,687 千円を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、学内諸会議において審議するとともに、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、会計組織とは独立した内部監査組織として監査室を基本組織規則により設置しており、内部監査実施要綱に基づき、監査を実施している。

また、監事、監査室は、監事・監査室連絡会を年 4 回開催して現状の課題等を協議するほか、会計監査人の監査に当たり監事及び監査室等へ監査計画の説明を行うなど、連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に則して、役員として、総長、7人の理事及び2人の監事を置き、各学部・研究科等に部局長等を置くとともに、経営協議会、教育研究評議会を設けている。また、総長室及び大学委員会を置き、大学法人及び大学の運営の基本的事項に関する総長の職責遂行をサポートする体制を構築している。さらに、理事・副学長の総括・指揮の下に、機動的、迅速に課題に対応する体制として、総長補佐を中心とする教員及び関係の事務職員からなる「室」組織を設置し、法人運営に係る重要な課題に取り組んでいる。

本部及び各学部・研究科等に事務組織を置き必要な人員を配置している。本部事務組織は、法人としての戦略的企画立案や管理運営、教育研究推進に係る業務を行っている。また、平成23年度には社会連携部を新設するとともに、経営支援部と総務部を統合し総合企画部を設置するなど事務体制の強化を図っている。本部事務組織には教育・学生支援部、研究推進部、社会連携部、産学連携部、国際部、環境安全衛生部、情報システム部、総合企画部、人事部、財務部、施設部、資産管理部、監査課を設置している。なお、主に管理運営に係る事務職員数は、常勤が1,001人、非常勤が960人である。

危機事象に迅速かつ的確に対処するため、大学危機管理基本規則を定めている。東日本大震災発生時には、東日本大震災に関する災害対策本部を設置し、被害状況等の情報収集、復旧に向けた方策に関する連絡調整、教育研究活動の継続計画に関する連絡調整、大学の現状・対策に関する情報発信等を実施した。

このほか、「事例で学ぶ危機管理マニュアル」や「海外渡航危機管理ガイドブック」、防災対策マニュアル等を作成し、周知を図ることで平常時における危機管理体制の充実を図っている。

安全衛生管理に関しては、部局に環境安全管理室を置くとともに、これらを全学的に統括する環境安全本部を整備している。環境安全本部は環境安全担当理事の下で学内の状況把握、全学的に必要な通知・啓発、所属構成員（教職員、学生等）への啓発活動、関係官庁との対応を行っている。

さらに、健全で適正な大学運営及び大学の社会的信頼の維持に資することに努めることを目的に、法令、当該大学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範の遵守に係るコンプライアンス基本規則を定めている。コンプライアンスの推進を担当するコンプライアンス総括会議の下に、コンプライアンスに関する情報集約、情報共有、直轄調査実務の総括等を行うコンプライアンス総括室を平成26年度から設置している。

また、「国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則」等を制定するとともに、研究費不正使用防止に向けた「研究費不正使用防止計画」を策定（平成20年度第一次行動計画策定、平成26年度改定）している。全学的観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署として、研究費適正管理推進室を設置して研究費不正使用防止計画を着実に推進する仕組みを構築している。

「東京大学の科学研究における行動規範」において、高い倫理観を持って、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証するよう努めることを定めている。科学研究の行動規範に違反する不正行為に対処し行動規範の遵守を促すとともに、不正行為に対する処置等を行うために科学研究行動規範委員会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員の意見については、教育研究部局長等を構成員とする研究科長・学部長・研究所長合同会議、各

部局の事務長等と本部部長等を構成員とする事務長会議を定期的に開催し、管理運営に係る意見交換・連絡等で把握に努めている。また、業務改革推進室の下、業務の簡素化・効率化等を図るために、教職員（ボトムアップ）による自律的な改革を推進しており、教職員から業務改善提案の募集を行い、緊急性の高いものから順次業務運営に反映している。

学生からは、学生生活実態調査等を通じてニーズを把握し、必要な対応を行っている。平成 25 年度に大学院学生を対象とした調査では、大学への要望として、「施設整備の充実」が、「とても期待する」、「期待する」で 74.7%となっており、「経済的支援を強化する」に続いて高かった。平成 24 年度に学部学生を対象とした調査でも、「施設設備の充実」が 73.7%となっており、高い割合を示している。施設・設備の整備については、東京大学キャンパス計画大綱に基づき施設整備を推進するとともに、設備整備にも取り組んでいる。

さらに、経営協議会に加えて、経営協議会懇談会を開催し、学外有識者からの率直な意見を聴取し、管理運営に活かしている。また、700 を超える会員企業からなる産学連携協議会では、「アドバイザー・ボード・ミーティング（ABM）」等を通じて、企業等のニーズを把握している。

総長が世界の要人と意見交換し、交流を深めることを目的として、17 か国 24 人の有力企業人、学識経験者、国際機関関係者等で構成する「プレジデント・カウンシル」を設置し、高等教育の在り方に始まり、大学の国際的イメージ、世界各国との交流推進、学部教育の国際化の必要性、大学改革の進め方等について意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第 10 条に基づき 2 人の監事（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は自らが策定した監事監査計画に基づき、面談等による現況把握と事情聴取、調査票など書面による照会、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて、業務監査及び会計監査を行っている。

監査結果は、監事監査報告書にまとめられ、総長へ提出されるとともに、全学の会議等や学内専用ウェブサイトを通じて周知を図っている。また、監事監査結果のフォローアップを行い、改善に向けた取組を推進している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

「大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、人材育成のための組織的な取組の推進体制を定めており、職員の能力を最大限向上させるため、階層別研修や、知識・技能向上研修、自己啓発コース、講習会等を策定し、管理運営能力等の向上を目的とした多様な研修を実施している。また、自主的な能力開発に応じる研修を用意し、事務職員の資質の向上を図っている。

また、「東京大学職員業務レベル表」、「東京大学幹部職員行動指針」を作成し、全職員が、自己研鑽及びキャリア形成のための資料として活用することができるようにしている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学では、大学全体及び各教育研究部局・附属図書館の組織単位での自己点検・評価の実施に当たって、その大綱的指針として「大学における自己点検・評価の基本方針」を策定し、各教育研究部局・附属図書館における自己点検・評価及び大学全体としての自己点検・評価について定めている。

各教育研究部局・附属図書館では、それぞれが掲げた教育研究活動等の理念や目標に基づき自己点検・評価及び外部評価を実施している。例えば、薬学部・薬学系研究科では、ワーキング・グループを設け自己評価を実施している。法学政治学研究科法曹養成専攻では、法曹養成専攻学務委員会と自己点検及び評価作業班が一体となって所管し、毎年度、自己点検・評価を実施している。各研究科も、根拠資料に基づいて自己点検・評価を実施するとともに、外部評価委員による評価を受けている。

大学全体では、前総長の将来構想として、「行動シナリオ FOREST2015」を策定し、毎年度、達成目標の実現に向け、進捗状況のフォローアップを実施し、その結果を「東京大学の行動シナリオ FOREST2015 の成果—現状と課題 2009-2015—」として取りまとめ、大学の自己点検・評価報告書として位置付け、学内外に広く公表している。

国立大学法人法に基づく年度評価及び中期目標期間評価に係る自己点検・評価は、各種データ・資料に基づいて実施し、実績報告書を作成している。評価結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、評価委員会等の全学会議で報告し、指摘事項等への改善を促すとともに、ウェブサイトに掲載し、学内外に広く公開している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人法に基づき、各年度の「業務の実績に関する報告書」及び「第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」を国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けている。

また、各部局では、特性に応じて適切な時期に自己点検・評価を実施しているほか、外部評価も相当数の部局で実施している。これらの多くは諸外国から一流の研究者を招いて行ったピアレビューであり、それぞれの部局における教育研究や部局運営の改善に役立っている。

このほか、学校教育法第109条第2項、学校教育法施行令第40条により求められている大学機関別認証評価については、平成21年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。平成23年度に、医学系研究科の公共健康医学専攻が、大学基準協会が行う公衆衛生系専門職大学院認証評価を、平成25年度に、公共政策学教育部の公共政策学専攻が、大学基準協会が行う公共政策系専門職大学院認証評価を、法学政治学研究科の法曹養成専攻が、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を、平成26年度に、工学系研究科の原子力専攻が、J A B E E（日本技術者教育認定機構）が行う産業技術系専門職大学院認証評価の評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

総長の将来構想として、総論的な「行動ビジョン」、全学横断的な10のテーマに即して数値目標を含む達成目標、主要な取組を掲げた「重点テーマ別行動シナリオ」、部局組織それぞれの将来構想の概略を示す

「部局別行動シナリオ」から構成されている「行動シナリオ FOREST2015」を平成22年3月に策定している。特に、「重点テーマ別行動シナリオ」では、平成27年3月までの具体的な達成目標及び主要な取組が掲げられており、行動シナリオの具体化を図りつつ、進捗状況を適時に検証し、PDCAサイクルを稼働させていくことを通じ、その目標を最大限達成するため、「行動シナリオ」のフォローアップに関する基本方針」を定め、この方針に基づき、毎年度、達成目標の実現に向け、進捗状況のフォローアップを実施し、必要に応じて行動シナリオ全体の見直しを行い、達成目標の実現を推進している。

平成21年度の大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価に際し改善を要する点とされた「学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」事項と、「学士課程においてシラバスの記述が十分でない科目が散見される」事項については、それぞれ、前者は合格者数の適正化の取組等、後者はシラバス作成のためのガイドラインを作成するなど、改善に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教職員の業務改革提案やアンケートの意見等に基づき、様々な業務改革・改善が図られている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の理念目標等は、大学憲章等に明記されており、教職員に対しては大学概要、大学院便覧等の刊行物やウェブサイト等で公表している。

各学部・研究科等では、教育研究上の目的を各学部規則、各研究科等規則に定めている。各学部・研究科等の教育研究上の目的は、ウェブサイトに掲載されて公表されるとともに、学生や教職員に配布される学部便覧や研究科等便覧の各学部規則や各研究科等規則に掲載され、周知が図られている。また、学部後期課程への「進学に関するガイダンス」等で各学部の目的等の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学及び大学院の入学者受入方針、教育課程編成・実施方針及び学位授与方針をウェブサイトに掲載して公表し、関係者への周知を図っているほか、大学案内や入学者選抜要項に学部の入学者受入方針を掲載し、高校生や受験生等へ周知を図っているものの、大学院課程の入学者受入方針については、必ずしも社会に対して分かりやすい形でウェブサイトに掲載されていない。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

ウェブサイトや刊行物等で教育研究活動等を広く社会に公表している。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定される教員養成情報、自己点検・評価の情報、財務情報はウェブサイトで公表している。

社会連携に関する基本方針に基づき、教育研究成果を社会に還元するとともに、社会との「知の共創」の推進に向けた活動を展開している。ウェブサイトのトップページには、「大規模公開オンライン講座（MOOC）」サイト、「OCW（正規授業のネット配信）」サイト、「東大.TV」（公開講座や各種イベントなど配信）サイトを設けるとともに、記者発表した研究活動成果の積極的な公表を行っているほか、研究者情報や学術論文等の研究成果に係る情報をデータベース化した「東京大学学術機関リポジトリ」で公表している。

また、「東京大学の概要」の英語版を作成し、公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

東京大学

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 東京大学

(2) 所在地 東京都文京区

(3) 学部等の構成

学部：法学部，医学部，工学部，文学部，理学部，農学部，経済学部，教養学部，教育学部，薬学部

研究科等：人文社会系研究科，教育学研究科，法政政治学研究科，経済学研究科，総合文化研究科，理学系研究科，工学系研究科，農学生命科学研究科，医学系研究科，薬学系研究科，数理科学研究科，新領域創成科学研究科，情報理工学系研究科，情報学環，学際情報学府，公共政策学連携研究部，公共政策学教育部

附置研究所：医科学研究所，地震研究所，東洋文化研究所，社会科学研究所，生産技術研究所，史料編纂所，分子細胞生物学研究所，宇宙線研究所，物性研究所，大気海洋研究所，先端科学技術研究センター，

関連施設：附属図書館，（全学センター）総合研究博物館，低温センター，アイソトープ総合センター，環境安全研究センター，人工工学研究センター，生物生産工学研究センター，アジア生物資源環境研究センター，大学総合教育研究センター，空間情報科学研究センター，情報基盤センター，素粒子物理国際研究センター，大規模集積システム設計教育研究センター，政策ビジョン研究センター

（国際高等研究所）カブリ数物連携宇宙研究機構，サステナビリティ学連携研究機構

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部13,960人、大学院13,417人

専任教員数：3,846人

助手数：42人

2 特徴

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ最大規模の総合国立大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して

平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。その中で、東京大学は、これまでの蓄積をふまえて、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることを目指すことが、社会から託された自らの使命と考えている。

2004年4月の国立大学法人化を経て、法人化のメリットを最大限に活用しつつ、さらに人文学と社会科学と自然科学にわたる広範な学問分野において知の発展に努め、基盤的なディシプリンの継承と拡充を図るとともに、学際研究や学融合を媒介とする新たな学問領域の創造を進めている。一方で知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、他方で教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、リベラルアーツの理念に基づく教養教育を学生に施し、広い視野と知的基礎を持つ学生を育成している。そして、そのような世界最高水準の研究と充実した教養教育とを基盤として、多様で質の高い専門教育を学部と大学院において展開し、日本のみならず世界各地からも多くの学生を集めて、世界的教育研究拠点の役割を果たしている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

東京大学は、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、科学・技術の進歩、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡の取れた持続的な発展、文化の批判的継承と創造に、その教育・研究活動を通じて貢献することを大学の基本理念・使命とする。平成15年3月に制定した「東京大学憲章」（別添資料1）は、この使命の達成に向けて依って立つべき理念と目標を定めたものであり、教育・研究活動及び組織運営の基本目標は以下のように要約される。

1. 学術の基本目標

学問の自由を基調として、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究活動を維持し、発展させることを目標とする。学術が社会に及ぼす影響を重く受け止め、社会のダイナミズムに対応した幅広い相互連携を確立・促進し、人類の発展への貢献に努める。創立以来の学問研究の伝統・蓄積を広く社会に還元するとともに、世界的な教育・研究拠点として国際学術交流の進展を図る。

2. 教育の基本目標

広い視野を有しつつ高度の専門的知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神を持った、各分野の指導的人材の養成、すなわち、世界的な視野を持った知的指導者の養成を目指す。このため、学生の個性と学習する権利を尊重した、世界最高水準の教育を追求する。

3. 研究の基本目標

真理の探究と学知の創成に携わる構成員の多様で、自主的かつ創造的な研究活動を尊重しつつ、促進して、世界最高水準の研究を追求する。既存の学問体系・専門分野を批判的に継承しつつ、萌芽の研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。特に、広く諸分野を横断する研究課題に対しては、総合大学としての特性を十全に活用して、多様な研究者個人・組織間の適正な接続を図り、学際的研究の更なる活性化と、学の融合を通じての新たな学問分野の創出を目指す。また、大学や国境を超えた研究連携の輪を広げて、世界的視野に立つネットワーク型研究の牽引車の役割を担う。

4. 大学の自治に基づく組織運営の基本目標

国民から期待され、付託された大学の重大な使命とは、種々の利害を離れて自由な学知の創造と発展を、大学の自治精神のもとに追求し続けることによって、広く人類社会へ貢献することであることを深く自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、その付託に伴う責務を自律的に果たす。

学部、研究科等の教育研究上の目的は、別添資料2及び3のとおりである。

<別添資料>

別添資料1：東京大学憲章

別添資料2：学部ごとの教育研究上の目的

別添資料3：研究科等ごとの教育研究上の目的

